農地法等の一部を改正する法律

(農地法の一部改正)

第 条 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第二条の二)

第二章 権利移動及び転用の制限等(第三条-第十五条)

第三章 利用関係の調整等 (第十六条—第二十九条)

第四章 遊休農地に関する措置 (第三十条—第四十四条)

第五章 雜則 (第四十五条—第六十三条)

第六章 罰則 (第六十四条—第六十九条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一 条 ک \mathcal{O} 法 律 は 玉 内 \mathcal{O} 農 業 生 産 \mathcal{O} 基 盤 で あ る農 地 が 現 在 及び 将 来 に お け る 玉 民 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 限 5 れ た 資

源 で あることにか λ が み、 農地 を農 地 以 外 \mathcal{O} ŧ のにすることを規制 するとともに、 農 地 を効 率 的 に 利 用

す る者による農地 に つ 1 て 0 権 利 \mathcal{O} 取 得を促進 及び)農地 \mathcal{O} 利 用 関 係 を調 整 Ļ 並 U に 農 地 \mathcal{O} 農 業 Ë

 \mathcal{O} 利 用 を 確 保 するため \mathcal{O} 措置、 を講ずることにより、 玉 内 \mathcal{O} 農業 生産 \mathcal{O} 増大を図 り、 Ł つて国 民に .対する

食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

第二 条第 項 か 5 第 五. 項 ま で を削 り、 同 条 第 六 項 中 世 帯 員 を 世 帯 員等」 に、 「を 1 う。

場合にお いて、 世 帯 員 \mathcal{O} **,** \ ず ħ かに 0 ١ ر て生じた左に掲げ る事 曲に より 世 帯 員 が 時 住 居 又は 生計を異に

っても、 これ 5 の者 は、 なお 住居又は生計を一 にするものとみなす」 を \neg (次に掲 げる事 由 に ょ り — 時 的

に 住 居 又は生計 を異に してい る親族を含む。) 並 び に当ば 該 親 族の 行う耕 作 又は 養 畜 \mathcal{O} 事 業に従 事 す るそ

他 か 二 親 等 内 \mathcal{O} 親族 を いう」 に 改 め、 同 項 を 同 条 第 二項 をし、 同 条 第 七 項 第 二号中 ト 12 掲 げ る 者 \mathcal{O} 有 す

る 議 決 権 *∅* ∟ を 「チ に 撂 げ る者 \mathcal{O} 有 す る 議 決 権 *∅* ∟ に、 「であ り、 か つ、 1 に 掲 げ る者 \mathcal{O} 有 す る 議 決 権 が

1 ず れもその 法 人の 総株 主 \mathcal{O} 議決権 \mathcal{O} 十分の 以下であるもの」 を 「であるもの (チに掲 げ うる者の・ 中 に、

の二分 \bigcirc その \mathcal{O} 以 定 下 8 以 下 チに 0 法 であるもの)」 る 下 人と連 \mathcal{O} 者 に で 掲げる者のうち当該政令で定める者以外 が あ 未 あ \neg るもの) 満 るときは、 携 (チに掲げ であ して に、 事 り、 業を実施することによ ,る者 を加 チ か 「トに掲げる者の (Z つ、 え、 \mathcal{O} 掲 チに 中 げ に、 る者の 同 号 掲 当該 げる者 ハ 中 有 数 政令で定め す りそ 次 のうち当該 る を 条 議 第 の者 0 決 「チに掲げ 法 権 この有い 項 る者 人の農 \mathcal{O} 政 又 合 は 令 が する議決 計 で定め る者 業 第七十三条第 あるときは、 が 経 総 「の数」 株 営 る者以 権 \mathcal{O} 主 改 \mathcal{O} \mathcal{O} 合計 に 善に 議 改 チ 外 決 (C 特 項」 め、 権 が \mathcal{O} . 掲 者 総 に寄 の 二 を げ 株 \mathcal{O} 主 一分の 匹 数 与する者として政 る者 「第三 $\overline{\mathcal{O}}$ 分 が 議 社 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 員 数 決 未 第 が 以 権 満 \mathcal{O} 下 総 社 \mathcal{O} で 項 であ 匹 数 員 あ 分 り、 \mathcal{O} \mathcal{O} 総 る \mathcal{O} に 兀 改 分 数 ŧ か で

市 め、 町 村 同 号 及び農業 1 を同号チとし、 協同 組合を除く。 同 号へを同号トとし、 を削 り、 同 号ホ 同 号 ホ・ を同 中 号へとし、 同 項 を 同 同 号 ニの 法第八条第一 次に · 次 の 項」 ように に 加 改 外め、 "える。

ホ そ 0) 法 人に 農 作業 (農林-水 産 省令で定め るも のに限 る。 \mathcal{O} 委託 を行 つて 1 る 個 人

第二条 中 第 七 項 を第三項とし、 第八 項 を第四項とし、 第九項 な削 り、 第 章中 同 条の 次に次 \mathcal{O} 条を加

える。

(農地について権利を有する者の責務)

第二条 の 二 農 地 にこ 0 7 て 所有的 権 文は 賃借 権 その 他 \mathcal{O} 使 用 及び 収益 を目的とする権 利を有する者は、 当 該

農 地 \mathcal{O} 農 業 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 適 正 か 0 効 率 的 な 利 用を 確 保するように な け れ ば なら な \ <u>`</u>

「第二章 農 地 及び採草放牧地」 を 「第二章 権利移 動 及 び 転 用 \mathcal{O} 制 限等」に改 らめる。

第二章第一 節から第六節までの節名、 第三章の章名、 同章 第一 節から第三節までの節名並びに第四章及

び第五章の章名を削る。

第三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

第四 六 条第 項 又は第四 + 七 条の 規 定に ょ つて 所有 権 が 移転され

第三十六条第三項の 規定により都道府 课知· 事 が作 成 した調停案の受諾に伴い 所有権が移転され、 又

は賃借権が設定され、若しくは移転される場合

第三条第一 項中第十号を第十六号とし、 第九号を第十五号とし、 第八号を第十四号とし、 第七号の三を

削 ŋ 同 項 第七 号の二中 「第四条第二項」 を 「第八条第一 項」 に改り め、 農 地 保 有 合理化法 人 という。

0 下 に 「又は 同 法第十一 条の十二に規定する農 地 利 用 集積 핅 滑 化 団 体 (以 下 農 地 利 用 集 積 闩 滑 化 寸

体 を加え、 「同項第一 号 を 同 法第四条第二項第一号」に改め、 同号を同項第十三号と

る場合

三及び第四号の四を削 同 号を第十一号とし、 号を同項第七号とし、 同 項第七号中 「で準用する」 第五号を第十号とし、 り、 同 項中第四号を第六号とし、 同 項第四号の二中 を に お 第四号 いて準 「第四条第三項第一号」を の六を第九号とし、 用する」 第三号を第五号とし、 に改め、 同 号を同 第四 「第四条第四項第 号 第二号の二を削 \mathcal{O} 項第十二号とし、 五 を第八号とし、 一号」 り、 同 に改り 第 項 第二号の 中 兀 号

 \equiv 几 第三十 第四 七 条の 条 か ら第四 規 定に によって 十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利 同 条第 項に規定する遊 休 農地を利 用する権 利 が 用 権が 設定され 設定され る 場 る場合 次に

次

の二号を加える。

る権 + -掲げ 第 第三条第二項ただし書中 条 る権利が 利 号 の三十 又 及び は賃 が 借 第五号」 取得されることとなるとき」を 第一 権 を取 項第一号に掲げる場合に に改 得するとき」に、 め、 「行う農業協同組合」の下に 同 項 第 号を削 「第二号 お 「第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、 り、 1 の 二、 て農業協 同 項第二号中 第四 「又は農業協同 同 号、 組合又は農業協同 第五号及び第八号」 世 |帯員」 組合連合会」を加え、 を 組 世 合 |帯員 連合会が を 等 第一 \mathcal{O} 耕 使用貸借 号、 作 「第二号に 又 同 は 第二号 養畜 によ 法

 \mathcal{O}

事

業に必要な機械

の所有の状況、

農作業に従事する者の数等からみて、これらの者」

に、

「について」

定 を を同 進 府 を 同 め 県 法 項 「を効率 世 第二号の三、 第 知 項第三号とし、 帯 事 \mathcal{O} 兀 下 員等」 条 に を 第 的 匹 に 「農業 に改 利 項 農 E 第二号の 用 林 委 め、 同項第四号中 規 L て 員 定す 水 会 産 同 項 に 省 四及び第三号を削 る特定法 に、 「令で」 改 第五号中 め、 定めるところに 「第二号」を 「そ 人 同 一号を同 0 (以 下 「第二号」 都 道 り、 府 項 特 第一 県 「 第 により」 を 定 同 \mathcal{O} 号とし、 区 項第二号の五中 法 「第一号」に、 号 域 人 を 0 とい に改め、 加 え、 を 同 . う。 項 市 第二号の二中 同 項 町 「第二号」を 世 「及び特定法 _ 第六 村 |帯員」 を削 \mathcal{O} 号 区 を削 り、 域 を \mathcal{O} 及 り、 全 人 同 「 第 一 世 部 び農業 号を を削 帯 同 又 号 員等」 項 は 同 第 り、 経 項 〈第二号-に に 七 営 号中 に、 改 基 改 め、 盤 8 世 帯 強 小 員 化 都 同 「を |号 作 道 促

地 \mathcal{O} 又 小 は 作 地 小作採草放牧 又は 小 作採草放牧 地 につい 地 て を「その土地」に、 を 「農地又は採草放牧 「その土 地 にこ 地の つき所有権以 小 作 外の を 「当該 権 原に基づいて」に、 事業を行う者」に、 「そ

世 に 帯 又 員 は を 農 地 世 利 用 帯員等」 集 積 鬥 に、 滑 化 寸 前 体 条第六項」 を加 え、 を \neg 「第二条第二 同 意 市 町 村 項」 又 は に改 農 地 め、 保 有 合理 農地 化 法 保有 人が そ 合 理化 \mathcal{O} 土 法 地 を 人 特 の 下 定 法

人貸 付 事 業 \mathcal{O} 実 施 に ょ り 貸 L 付 け ようとする場合」 を削 り、 水水 田 裏 作」 \mathcal{O} 下 に _ に お 1 7 稲 を 通 常

栽 は培す 、る期間 以 外 \mathcal{O} 期間 稲 以 外の 作物を栽培することをいう。 以下同じ。 _ を加え、 同 号を 同 項第六号

とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第 号に 掲 げげ る 権 利 を 取 得しようとする者又は そ \mathcal{O} 世 帯 員等 が そ 0 取得後 に お 1 7 行う耕 作 又 は 養

畜 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 內容 並 びにその農地 又は採草放牧 地 一の位置及び規模からみて、 農地 $\overline{\mathcal{O}}$ 集団: 化 農作 業 \mathcal{O} 効

率化その 他 周 辺 の地域にお ける農地又は採草放牧地 の農業上の効率的かつ総合的 な利 用の 確保に支障

を生ずるおそれがあると認められる場合

第三条第二項第八号を削 り、 同 条中 · 第 四 項を第五 項とし、 第三項を第四 項とし、 第二 項 の次 (C 次 \mathcal{O} 項

を加える。

3 農業委員会又は都道府県知事 は、 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定

される場合において、 これらの権 利を取得しようとする者がその取得後にお 7 てその農 地 又 は 採草 放 牧

地 を 適 正 に 利 用して 1 ない と認めら れる場合に使用貸借又は賃貸 借 \mathcal{O} 解除 をする旨 $\overline{\mathcal{O}}$ 条 件 が 書 面 に よる

契約 12 お 1 て付され てい るときは 前 項 (第二号及び第四号に係る部 分に限る。 0 規定 に か カン わ らず

、第一項の許可をすることができる。

第三条の次に次の二条を加える。

(農地 又は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 権 利 移 動 \mathcal{O} 許 口 \mathcal{O} 取 消

第三条 *の* 二 農 地 又 は 採 草 放 牧 地 12 0 1 7 使 用 貸 借に ょ る 権 利 又 は 賃 借 権 \mathcal{O} 設 定 を受け た者 **(前** 条第 項

 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用を受け て同 · 条 第 項 \mathcal{O} 許可を受けた者に限る。 が そ O農地 又 は 採 草 放牧 地 を 適 正 に 利 用

L 7 1 な لح 認めら れ るに もか カン わ らず、 当 該 使用貸借による権 利 又は 賃借 権 を設定 L た者 が 使用的 貸 借

又は 賃貸借 \mathcal{O} 解除 をしない ときは、 農業委員 会又は 都道 府 県知 事 は 当 該 許 可 っ を 取 ŋ 消 さなけ れば なら

ない。

農 地 又 は 採 草放 牧 地 に 0 7 て \mathcal{O} 権 利 取 得 \mathcal{O} 届 出

第三条 の 三 農 地 又 は 採草 -放牧地 に つ ١ ر 7 第三条第一 項本文に掲げる権利を取得し た者 は、 同 項 \mathcal{O} 許 可 を

受けてこれ 5 Ō 権 利 を取 得した場合、 同 頂各号 (第十二号及び第十六号を除く。 0 7 ず ħ カ に 該

る場合その 他 農林 水 産 省令で定める場合を除 き 遅滞 なく、 農林 水 産 省 令で定めるところによ り、 その

農 地 又 は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 存 す る市 町 村 \mathcal{O} 農 業 委員 会に そ 0 旨 を届 け 出 な け れ ば な 5 ない。

率 農業 的 な利 委員 用 が 会 図られ は、 前 ない 項 \mathcal{O} おそれが 規 定 に ょ あると認めるときは、 る 届 出 が あ 0 た場 合に 当該届 お 11 て、 出 をし そ \mathcal{O} た者に対 農 地 又 は Ĺ 採 草 放 当 |該農 牧 地 地 \mathcal{O} 又は 適 正 採 か 草 0 放 効

2

牧 地 に つい 7 0 所 有 権 \mathcal{O} 移 転 又 は 使 用 及 び収 益を目的とする権 利 \mathcal{O} 設定若 しくは 移転 \mathcal{O} あ つ せ んそ の他

の必要な措置を講ずるものとする。

第四条第一 項 中 「除く」 の 下 に 第五 項におい て同じ」を加え、 第一 号を削り、 第二号を第一号とし

同 項第三号中 「都道府県が」 の 下 に 乛 道路、 農業用品 用排 水施設その 他 \mathcal{O} 地 域 振 興上又は農業振 興 上 \mathcal{O}

必 要 住 が 高 \ \ لح 認めら れる施設であ つて農林 水産 省令で定め るも \mathcal{O} \mathcal{O} 用 に 供するため、 _ を加え、 同号を

同 項第二号とし、 同 項 第三号の二中 第四 条 第三 一項第 一号」 を 第 匹 [条第四 項第 号 に改 め、 同 号 を 同

項第三号とし、 同 項中 第六号を第八号とし、 第五号を第七号とし、 第四号を第六号とし、 第三号の 兀 を 第

五号とし、 第三号の三を第四号とし、 同 条に次の二項を加える。

5 玉 又は都道 府県が農地 を農地 以外 Oものにしようとする場合 (第 一 項各号のいずれかに該当する場合

を除く。 に お į١ て は、 国又は 都 道 府県と都道 府県知事との 協 議 (その者が 同 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 目 的 に 供供 する

た 8 厄 ヘクタ ル を超 える農地 を農 地 以 外 0) t Oに する場合には、 農林 水 産 大臣 と の 協 議) が 成 立する

ことをもつて同項の許可があつたものとみなす

第三項 0 規定は、 都道 府県知事 が 前項 の協議を成立させようとする場合について準用する。

6

第五 条第 項 中 「次項」 \mathcal{O} 下に 「及び 第四 項」 を、 t のを除く」 の 下 に __ 第 四 頃に お 7 て同 じ を

加え、第一号を次のように改める。

国又 は 都道 府 県 が、 前条第 項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、 これらの権

利を取得する場合

第五 条第一 項第四号を同項第七号とし、 同項第三号中 「前条第 項第五号」 を 「前条第 項第七号」に

改め、 同 号を 同 項第六号とし、 同 項 中第二号を第五号とし、 第一 号 \mathcal{O} 兀 を第四号とし、 第 号の三を第三

同 項 第 号 の二中 「第四 条第三項 第 号 を 「第四 条第 四 項 第 号」 に 改 め 同 |号 を 同 項第二号

同 条第三 |項中 「第三条第三項及び第四項」 を 「第三条第四項及び 第五項」 に 改 め、 同 条 に次の二項

を加える。

4 玉 又は 都道 府県 が、 農 地を農地 以外の ŧ のにするため又は採草放牧 地を採草 放牧 地 以外 \bigcirc ŧ 0 にする

ため、 これ 5 0 土 地 に つい て第三条第 項 本 文に 掲 げ る権 利 を取得しようとする場合 (第 項各号 \mathcal{O} 7

ず 'n か に該当する場 合を除く。 に お 1 7 は 玉 又 は 都 道 府 県と 都 道 府 県知事 لح \mathcal{O} 協 議 \bigcirc れ ら \mathcal{O} 権 利

を取 得す んる者が 同 の事 業の目的 に 供するため四 ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放

牧 地 にこ つい て 権利を取得する場 一合に は、 農林・ 水産大臣 との協議 が 成立することをもつて第 項の 許 可

があつたものとみなす。

5 前 条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は 都道府県 知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第六条から第十五条までを削る。

第十五条の二第二項中 「第二条第七項各号」 を 「第二条第三項各号」に、 「とるべき」

を

「講ずべき」

に改め、同条を第六条とする。

第十五 条 の 三 $\overline{\mathcal{O}}$ 見出 し中 「 場 合等」 を 「場合」 に改 め、 同 条第二 一項を削 り、 同 [条第三] 一項中 前二 項」 を

前 項」に改め、 同 項後段を削 り、 同 頂を同り 条第二項とし、 同項の次に次の一 項を加える。

3 農業委員会は、 前項の規定による公示をしたときは、 遅滞なく、 その土地 \mathcal{O} 所 有者に同 項各号に掲

る 事 項 (を通. 知 しなけ ればならない。 ただし、 過失がなくてその者を確 知することができないときは、

の限りでない。

第十五 条 の 三 第四 項中 「第二十条第 項」 を 「第十八条第 項 に、 前 項」 を 「第二項」 に . 改 同

条第五 項中 「第三項」を 「第二項」に、 「第二条第七項各号」を 「第二条第三項各号」に改め、 同 条第八

項 中 第 三項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り を 「第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ <u>n</u> に、 使 用 収 益 権 を 所 有 権 以 外外 \mathcal{O} 権 原 に 改

め 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 買 収 を す べ き農 地 又 は 採 草 放 牧 地 12 あ 0 7 は 及 75 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 買

収 をすべ き農 地 又 は 採 草 放 牧 地 に あ つ 7 は 第 三項 \mathcal{O} 規定 に よる公示 \mathcal{O} 日 を削 り、 又 は 賃貸借」 を 「 賃

貸借」 に、 し た を 又はその 他 \mathcal{O} 使 用 及び 収 益 を目 的とする権 利 を消 滅させた」 に改 め 又は

第二 項」 を削 り、 第 二十条第一 項 を 第十八 条第 項 に改め、 同 · 条第· 十項を削 り、 同 条を第七条と

ご、同条の次に次の六条を加える。

(農業委員会の関係書類の送付)

第八 条 農業委員 会 は 前 条 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に ょ ŋ 玉 が 農 地 文は 採草放牧 地を買収すべき場合に は、 遅滞 な

<次に掲 げ る事 項 くを記 載 L た 書 類 を農 林 水 産 大臣 に送付 L なけ ħ ば ならない

そ \mathcal{O} 農 地 又は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 所 有 者 \bar{O} 氏 名 又 は 名 称 及 び 住所

そ \mathcal{O} 地 又 は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 所 在 地 番 地 目 及 び 面 積

そ \mathcal{O} 地 若 は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 上 に 先 取 特 権 質 権 若 < は 抵 当 権 が あ る 場 合又 は そ \mathcal{O} 農 地 若

は 採 草 放牧 地 にこ 0 き所 有権 に関す る仮 澄記· 上 0 権利 若 しくは仮処分 \mathcal{O} 執行 12 「係る権が 利 が あ る場合 には

これ 5 \mathcal{O} 権 利 \mathcal{O} 種 類 並 びにこれ 5 O権 利 を有する者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名 称 及 CK 住 所

農業 委員 会 は、 前 項 \mathcal{O} 書 類 を送 付 す Ź 場 合に お 1 て、 買 収 す × き農 地 若 しく は 採草 放 牧 地 \mathcal{O} 上 に 先 取

2

特 権 質権 若しく 、は抵当 権 があるとき又はそ の農地若 くは採草放牧 地 に つ き所 有権 に 関 す る 仮 登 記 上

 \mathcal{O} 権 利若しく は仮処分の 執行に係 る権利が あるときは、 れ らの権利 を有する者に対 林 水 産 省 令

で定めるところによ り、 対 価 \mathcal{O} 供 託 \mathcal{O} 要否を二十日以内に 農林 水産大臣に申 L 出 るべ き旨を通 知 L なけ

ればならない。

(買収令書の交付及び縦覧)

第九 条 農林 水産大 臣 は 前条第 項 の規定により送付された書類に記載されたところに従 γ, 遅滞 な Š

同 条第二項 \mathcal{O} 規定 による通知をし た場合に は 同 項 0 期 間 経 過後遅 滞 なく) 次に掲げ る事 項 を 記 載

L た買収を 令 書 を作り 成 Ĺ これ をその農地 又は採草放牧 地 \mathcal{O} 所有者に、 その 謄本をその農業委員会に交付

しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 買収の期日

三 対価

兀 対 価 \mathcal{O} 支払 の方法 (次条第二項の 規定により対価を供託する場合には、 その旨)

五 その他必要な事項

2 農林水産大臣は、 前項 の規定による買収令書の交付をすることができない場合には、 その内容を公示

して交付に代えることができる。

3 農業委員会は、 買収: 令書 $\overline{\mathcal{O}}$ 謄本 の交付を受けたときは、 遅滞なく、 その旨を公示するとともに、

公示 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 翌 日 から起算して二十日 間、 その事 務所でこれを縦覧に供 ľ なければならない。

(対価)

第十条 前条第一項第三号の対価は、 政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買 収すべき農地若しく は採草放牧 地の上に先取特権、 質権若 しくは抵当 権が ある場合又は その 農 地 若

しくはに 採草: 放 牧地 に つき所有権 に 関 はする仮ず 登 記 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 権 利若 しくは 仮 処分の 執 行 に 係 る権 利 が あ いる場合 合に

は、 これ 5 \mathcal{O} 権利 を 有する者 カ 5 第八条第 二項 \mathcal{O} 期間 内 に、 その 対 価 を供 託しないでもよい 旨 \mathcal{O} 申 出が

あつたときを除いて、 国は、 その対価を供託 しなければならない。

その

玉 は、 前項 に規定 でする場 合 \mathcal{O} ほ か、 次に掲げ る場合に しも対価な を供託することができる。

3

- 対 価 \mathcal{O} 支 払を受け るべ き者が 受領を拒 み、 又は 受領することができな 場合
- 過失がなくて対価 の支払を受けるべき者を確知することができない · 場合
- 三 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合
- 4 前二 項 の規定による対 価の供託 は、 買収すべき農地 又は採草放牧地 0 所在地 の供託所にするものとす

る。

(効果)

第十一 条 国が 買収令書に記載され た買収の期日 までにその買収令書に記載された対価 の支払又は供託 を

たときは、 その 期 日 に、 その農地 又は採草放牧地 の上に ある先取特権、 質権 及び抵当権 並 び に そ 0 農

地 又は採草 放 牧地 に つい 7 の所 有権 に関す る仮登記 上 \mathcal{O} 権 一利は消が 滅 し、 その農地 又は採草放 牧 地 に V

て \mathcal{O} 所 有 権 に 関 す る 仮 処 分 \mathcal{O} 執 行 は その 効 力を失い、 その 農 地 又 は 採 草放牧 地 \mathcal{O} 所 有 権 は 玉 が 取 得 する。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 消 滅 す る先 取 特 権 質 権 又 は 抵 当 権 を有する者 は、 前 条第二 項又 は 第三 項 \mathcal{O} 規 定に

より供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 玉 が 買 収 令 書に 記 載され た買 収 \mathcal{O} 期 日 :まで にその 買 収令書に記 載され た対 価 の支払又は 供 託 をし な

ときは、その買収令書は、効力を失う。

4 第 項及び 前項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適用 に こついて は 国が、 会計法 (昭和二十二年法律第三十五号) 第二十一条

第 項 の規定により、 対価 の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、 その旨をその

農 地 又は 採 草 放牧 地 \mathcal{O} 所 有者に通知したときは、 その通り 知 が到達した時を国が対 価の支払をした時とみ

なす。

(附帯施設の買収)

第十二条 第七 条第 項の 規定による買収をする場合にお いて、 農業委員会がその買収される農地又は採

草放牧地 の農業上 \mathcal{O} 利用 0 ため特に必要があると認めるときは、 国は、 その買収される農地 又は採 草放

牧 地 \mathcal{O} 所 有 者 \mathcal{O} 有す る土地 (農地 · 及び 採草放牧 地を除く。)、 立木、 建物その 他 \mathcal{O} 工 作 物 又は 水 \mathcal{O} 使用

に 関 す Ś 権 利 (以 下 附 帯 施 設」 という。 を併 せて買収することが できる。

2 第八 条 か 5 前 条 ま で \mathcal{O} 規 定は、 前 項 \mathcal{O} 規定に よる買 収 をする場 合 に 進 用 す Ź。 この 場合に な 1 て、 第

八 条第 項第二号中 「その農地 又は採草放牧地 \mathcal{O} 所 在、 地 番、 地 目 及び 面積」 とあるのは、 「土地につ

7 てはその 所在、 地 番、 地 目 及 び 面 積、 立木 に つい てはその 樹 種 数 量 及び 所在 の場 所 工 作 物 に

7 は その 種 類 及び 所 在 \mathcal{O} 場 所 水 0 使 用 に 関 す うる権が 利 に 0 ١ ر てはその 内 容」 と読 み替えるものとする。

(登記の特例)

玉 が 第七条第一項又は前条第一項の規定により買収をする場合の土地又は建物の登記について

は、 政令で、 不 動 産 一登記法 平 成十六年法律第百二十三号) 0 特例を定めることができる。

」を「関係者に」に改め、同条を第十四条とする。

第十

五.

条

 \mathcal{O}

兀

第

項

中

「前

条

を

「第七

条第一

項

に改め、

同

条

第

一項中

「関係者の

要求

が

あるときは

第十六条を削る。

第十七条中 「第十条第二項 (第十四条第二項 (第十五条第二項、 第十五条の三第十項又は前条第二項で

準 用する場合を含む。 以下この条にお いて同じ。)、 第十五条第二項、 第十五条の三第十項 文は 前 条第二

項で」 を 「第八条第二項 (第十二条第二項に おいて」に、 第十 条 (第十 应 [条第] 二項、 第 十 五. 条第二項

第十五 条 の三 第十項又は 前 条第二項で」 を 「第九条 (第十二条第二項において」 に改め、 同 |条を第-十五

条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 利用関係の調整等

第十八条を第十六条とする。

中 されたも 第十. 「第七十五 九条中 のに 条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利 あつては、 世 |帯員」を その 「世帯員等」に、 更新が第七十五 条の 「第二条第六項」を 七 第 項の 規定又は同 「第二条第二項」 条第二項で 用 権 に改め、 準 (その存続 一用す んる第七 同条ただし書 期 間 十 五. が 更新 条 O

次条第 定された第三十七条に規定する特定利用権 項第 匹 | 号で| 同 様とする。 に係る賃貸借、 に係る賃貸借及び」に、 を 「第三 + 七 条 「第四条第三項第一号」を か 5 第四十 -条まで \mathcal{O} 規 定 に 「第四 ょ <u>つ</u> 条第 7 設

二第二

項

から

第五

項

ま

で及び

第七十

五.

条の三か

ら第七

十

五.

条

 \mathcal{O}

六

ま

での

規定によつてされ

た

ŧ

 \mathcal{O}

12

限

る。

兀 第二十七条の |項第 一号」 に改め、 五. に規定する特定利 「 及 び 同法第二十七条の五 用 権に係る賃貸借」 から第二十七条の八までの規定によつて設定された同 を削 り、 同条 を第十七条とする。 法

第二十条第 項 第 号か ら第三号までの 規定中 行 なわ れる」 を 「 行 わ れ る にこ 改め、 同項第四号を次

のように改める。

兀 第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一 項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借 の解

除 が、 賃借 人が そ \mathcal{O} 農 地 又は 採 草 放 牧 地 を適 正 に 利 用 ľ てい な ** \ と認め 5 れ る場合に お 7 て、 林 水

産 省令で定めるところに より あ 5 か じめ 農業委員会に 届 け 出 7 行 わ れ る場 合

第二十条第 項第五号中 「農業経営基盤強化促進法第二十七条の五 から第二十七条の八までの規定によ

つて設定され た同法第二十七条の五」 を「第三十七条から第四 十条までの規定によつて設定された第三十

七条」 に、 「同法第二十七条の十」 を 「第四十一条」 に改 め、 同項第六号を次のように改 へめる。

六 農 業経 営 基 盤 強 化 促 進 法 第 + 九 条 \mathcal{O} 規 定に よる公告 が あ 0 た農用 地 利 用 集 積 計 画 \mathcal{O} 定め るところに

ょ つて 同 法 第十 八 条第二 項 第六号に規定する者に設定され た賃借 権 に係 る賃 貸 借の 解 除 が、 その 者 が

そ の農地 又は採草放牧地を適正 立に利用さ してい な V) と認められる場合において、 農林水産省令で定める

ところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

第二十条第二 項第四号中 「世帯員」 を 「世帯員等」に、 「行なう」を 「行う」に改め、 同 条 第七 項中

小 作 :条件」 を 「賃貸 借 \mathcal{O} 条 件 に 改 め、 同 条 第 八 項 中 特 定法 人が › 農業 経営基 盤 強 化 促 進 法 第二十 七 条 0

一第二項 0 協 定に 違 反 ĺ た場へ 合に当該 **医賃貸借** \mathcal{O} 解 除 をすることを内 容とする t \mathcal{O} を 「第三条第 項 反

び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件」に改め、 同条を第十八条とし、 同 条 \mathcal{O}

次に次の一条を加える。

農 地 又 は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 賃貸: 借 \mathcal{O} 存 続 期 間

第十 · 九 条 農地 又 は 採 草 放 牧 地 の賃貸借に つい 7 \mathcal{O} 民法第六百四条 (賃貸借の存続期間) の規定の適 用 に

ついては、同条中「二十年」とあるのは、「五十年」とする。

第二十一条の

前の

見出

L

を削

り、

同

条に見出しとして

「(借賃等

 \mathcal{O}

増

類又は

減

額

の請

求

権) _

を付い

同 条第 項 中 小 作 料 \mathcal{O} 額 が を 借 賃等 耕 作 \mathcal{O} 目 的 で農 地 に つ き賃 借 権 又 は 地 上 権 が 設定され 7 7 る

場 合 \mathcal{O} 借 賃 又 は 地 代 (そ \mathcal{O} 賃 借 権 又 は 地 上 権 \mathcal{O} 設 定に付け 随 て、 農 地 以 外 \mathcal{O} 土 地 に 0 7 7 \mathcal{O} 賃 借 権 若

は 地 上 権 又は 建物そ \mathcal{O} 他 0 工 作 物 に 0 1 7 の賃借権が設定され、 その 借賃又は地代と農地 \mathcal{O} 借 賃 文は 地 代

とを分けることができない 場合には、 その 農 地 以外 の土地 又は工作 物 の借賃 父は地は 代を含む。 及び 農 地

12 つき永小 作 権 が設定されてい る場合 $\overline{\mathcal{O}}$ 小 作 料 をい う。 以下 同 ľ \mathcal{O} 額が」に、 小 作料 \mathcal{O} 額 に を

借 賃 等 \mathcal{O} 額 ĺŹ に、 小 作 料 \mathcal{O} 額 0 を 借 賃等 \mathcal{O} 額 \bigcirc に 改 め、 同 項 ただだ し書 中 小 作 料 を 借賃等

に 改 め 同 条 第二 項及び 第 三項 中 小 作 料 を 「借 賃等」 に改め、 同 条を第二十条とする。

第二十二条から第二十四条までを削る。

第二十五 条 の見出 し中 「及び通 知 を削 り、 同 条第一項中 「小作料」 を 「借賃等」 に、 「附随 でする」 を

付 随する」 に 改め、 同 条第一 一項を削 り、 同 条を第二十一条とする。

第二十六条から第三十二条までを削る。

第三十三条第一項中 「競売の」 を 「担保権 の実行としての競売 (その例による競売を含む。 以下単に「

競売」 という。)の」に改め、 同条第二項中 「第十二条第一項 (第十五条第二項で準用する場合を含む。

以下この条及び次条に お į, て同 を 「第十条第一項」 に改め、 同 項第一号及び同条第三項中

二条第 項」 を 「第十 · 条 第 項」に改め、 同条を第二十二条とする。

第三十四条第一項中 「国税滞納処分等により」を 「国税徴収法 (昭和三十四年法律第百四十七号)によ

る滞 納処分 (その例による滞納処分を含む。)により」に、 「国税滞納処分等を」 を 「当該滞納処分を」

に、 「第十二条第一項」を 「第十条第一項」 に改め、 同条を第二十三条とする。

第三十五条中 「第三十三条又は前 条 を 「前二条」 に改め、 同条を第二十四条とする。

第三十六条 カン ら第四十三条までを 削 ŋ 第四. 十三条の二を第二十五条とする。

第四十三条の三第一項中 「第二十条第一項本文」を「第十八条第一項本文」に、 「行なう」を「行う」

に、 聞 か なけ 'n ば を 「聴かなけ れば」 に改め、 同条を第二十六条とし、 第四十三条の四を第二十七条

とする。

第四十三条の五第 項 中 「第四十三条の二第一項ただし書」を「第二十五条第一項ただし書」に、 行行

なう」を「行う」に改め、同条を第二十八条とする。

第四十四条を削る。

第四 十三条の 六中 この 節 を 「第二十五条から前条まで」 に改め、 同条を第二十九条とし、 同条 の次

に次の一章及び章名を加える。

第四章 遊休農地に関する措置

(利用状況調査及び指導)

第三十条 農業委員会は、 毎年一 回、 その区域内にある農地の 利用 の状況につい ての調査 (以 下 「利用状

況調査」という。)を行わなければならない。

- 2 農業委員会は、 必 要が あ ると認 めるときは、 1 つでも利 用状 況 調 査を行うことができる。
- 3 農業委員会は、 前二項の規定による利用状況調査の結果、 次の各号のいずれかに該当する農地がある

ときは、 そ \mathcal{O} 農地 \mathcal{O} 所有者 (その農 地 に つい て所有的 権 以 外 \mathcal{O} 権 原 に基づき使用 及び 収 益をする者が あ る

場 ※合に は、 そ \mathcal{O} 者 及 び そ \mathcal{O} 農 地 \mathcal{O} 所 有者。 第三十二条に お 1 て 同 υ° . に対 当該 農 地 \mathcal{O} 農業 上 \mathcal{O} 利

用 \mathcal{O} 増進を図 るため必要な指導をするものとする。

現に耕:

作

0

目的

に供されておらず、

か

つ、

引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

その農業 上の 利 \mathcal{O} 程度がそ \mathcal{O} 辺 \mathcal{O} 地 域 に お け る農 地 利 用 程度に比 し著しく劣つてい ると認

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

 \Diamond 6 ħ る農 地 前 号に 撂 げげ る農 地 を除い

用

周

4 前 項 \mathcal{O} 規 定 は、 第 兀 条第 項 又は 第五 条第 項 の許 可 に係る農地

(農業委員会に対する申 出

<u>つ</u>

V)

て

適

用

L

な

\ \ \

第三十一条 次に掲げ る者は、 前条第三項各号の いずれか に該当する農地があると認めるときは、 その旨

を農業委員会に 申 L 出 7 滴 切 な 措 置 を講ずべきことを求 \Diamond ることができる。

その 地 \mathcal{O} 存 す る市 町 村 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 全 部 又 は 部をそ \mathcal{O} 地 区 \mathcal{O} 全 部 又は 部とする農業協 同 組 合、 土

地 改良区その 他の農林 水産省令で定める農業者 の組 織 する団体

その

他農林-

水

産省令で定め

る農芸

地

に

その 農地 \mathcal{O} 周 辺 0) 地 域 に お ** \ て農業を営む者 (その農地 によ つてその者 の営農条件 -に著 7 支障 が

又は 生ず る お そ れ が あ ると 認 8 5 れ る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

2 農業委員会は、 前 項 \mathcal{O} 規定による申 出があつたときは、 当該農地についての利用状況調査その 他 適 切

な措置を講じなければならない。

(遊休農地である旨の通知等)

第三十二条 農業委員 〈会は、 次 \mathcal{O} 各号の 7) ず れ か に該当する場合は、 農林水産省令で定めるところに

当該 農 地 \mathcal{O} 所有 者 に 対 当 該 農 地 が 遊 休 農 地で あ る旨 |及び 当 該 農 地 が 第三十 -条第三: 項 各号 \mathcal{O} 1 ずれ

に 該当するか の別を通知するものとする。 ただし、 過失がなくて通知を受けるべき遊休農地 0) 所有 者を

確 知することができないときは、 その旨を公告するものとする。

第三十条第三項 へ の 規・ 定による指導をした場合におい てもなお相 当 期間当該指導に係 る農 地 0 農業上

の利用の増進が図られない場合

第三十 ·条第三 項 0 規定による 指 導 に 係 る農 地 に つき所 有権 に 関 す る仮 登記 上 \mathcal{O} 権 利 が 設 定され 7 1

ることを理由 にそ 0 農 成地の所が 有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地 \mathcal{O} 農

ょ

業上 $\overline{\mathcal{O}}$ 利 用 \mathcal{O} 増 進 が 図 5 れ ないことが ,明ら カン であると認め られ る場

そ \mathcal{O} 農 地 に 0 7 て 第三 十 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に よる指導をすることができな 場 合

(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出)

前 条の 規定による通 知を受けた遊休農地 の所有者 (当該遊休農地 につい て所有権 以 外の内 権 原

に基づき使用 及び 収益をする者が あ る場合には、 その者。 以 下 「所有者等」 という。) は、 農林 水 産 省

令で定め る事 由 に に該当す る場合を除 き、 当 該 通 知 が あ つ た 日 か 5 起 算 L こて六週 間 以 内 に、 農 林 水 産 省 令

で定めるところに ょ り、 当該 通 知 に 係 る遊 休 農 地 \mathcal{O} 農 業 上 \mathcal{O} 利 用 に 関す る計 画 を農業委員 会に 届 け 出 な

ければならない。

2

前 項 の規定による届 出が あ つた場合にお į١ て、 当該 湢 出に係 る計画 に当該遊休 農地 の農業経営基 強

化 促 進 法第 匹 [条第] 匹 項 第一 号に規定する利 用 権 \mathcal{O} 設 定等に つい て あ · せ んを受け たい 旨 \mathcal{O} 記 載 が あ ると

きは 同 法 第 十三条 第 項 \mathcal{O} 農 用 地 \mathcal{O} 所 有 者 か 5 0 申 出 が あ つたものとみなして、 同条 及び 同 法第十三

条の二の規定を適用する。

(勧告)

第三十四条 農業委員会は、 次 \mathcal{O} 各号の **,** \ ず れ カン に該当する場合は、 当 該 遊 休農地 \mathcal{O} 所 有者等 に 対対 相

当 \mathcal{O} 期 限 を 定 んめて、 当該 游 休農 地 \mathcal{O} 農業 上 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 増 進 を 図 「るため に 必 要な措置 置 を講 ずべ きことを勧

するものとする。

前条第 項の 規定による届出に係る計画 の内容が当該遊休農地 の農業上の利用の増進を図る上で適

切でないと認める場合

二 前条第一項の規定による届出がない場合

三 前 条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ 6る届 出 に 係 る 計 画 12 従 つて当該 遊 休農地 の農業・ 上 \mathcal{O} 利 用が 行 わ れ 7 V な ** \

認める場合

2 農業委員会は、 前項の規定による勧告をした場合にお いて、 必要があると認めるときは 当該勧告を

受けた者に対し、 当 該 勧告に基 づ *()* て講じた措置に つい て報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

第三十五 条 農 成業委員[.] 会は、 第三十条第三 一項第 号に該当する農 地 に 0 7 7 前 条 第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ る 勧 告

をし た場合において、 当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、 当該 勧告に係る遊休 農 地 \mathcal{O} 所

理 定する特定農業法 有 化 権 法 \mathcal{O} 移 人 転 農 又 は 地 賃 利 用 借 人をいう。 集 権 積 \mathcal{O} 設定若し 円 滑 化 で農林 寸 Š 体 は 又 水産省令で定める要件に該当するもの 移 は 転 特 定農 (以 下 業 法 所 人 有 農 権 業 \mathcal{O} 経 移転 営 等 基 盤 という。 強 化 促 進 (以 下 法 第二十三条 を希望する農 農 地 保 第 有 合 地 兀 理 保 項 化 有 に 法 規

等 人等」という。 に 関 する協 議を行う旨を当該勧告を受け 0) うち から所有 権 \mathcal{O} 移転等に関する協議を行う者を指定して、 た遊 休農 地 \mathcal{O} 所有者等に通 知するも $\overline{\mathcal{O}}$ その とする。 者が 所 有 権 \mathcal{O} 移 転

項 定 議 を行う者として指 定さ れ 農 地 保 有合 理 化 法 人等 は、 同 項 規 定に る通

た

 \mathcal{O}

ょ

知

が

2

前

 \mathcal{O}

規

に

ょ

ŋ

協

所 あ 有 0 権 た 日 \mathcal{O} 移 カン 転等に関 5 起算 L する協議を行うことができる。 て 六 週 間 を経 過す Ź 日 ま で \mathcal{O} 間 この場合において、 当 該 通 知 を受け た者 当該通. と当 知 該 を受けた者 通 知 12 係 る は 遊 休 正 農 当な 地 \mathcal{O}

理 由 が な け れ ば、 当該 遊 休 農地 \mathcal{O} 所 有権 の移転等に関する協議を行うことを拒 んではならな

3 前 項 \mathcal{O} 規 定 による協 議に 係 る遊 休農地 \mathcal{O} 所 有 権 \mathcal{O} 移 転 等 を受け た農 地 保 有合 理 化法 人 等 は、 当 該 遊 休

農 地 を含 む 周 辺 \mathcal{O} 地 域 に お け る農 地 \mathcal{O} 農 業 上 \mathcal{O} 効 率 的 か 0 総合的 な利 用 \mathcal{O} 確 保に資するよう当該遊 休 農

地 \mathcal{O} 農 業 Ë \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 増 進に努め るものとする。

(調停)

第三十六条 前条第二項 \mathcal{O} 規定による協議 が 調 わず、 又は 協 、議を行うことができないときは、 同 条第 項

 \mathcal{O} 規 定によ る 指定を受け た農 地 保 有 合理 化 法 人等 は 同 項 \mathcal{O} 規定 に ょ る 通 知 が あ つた 日 か 5 起 算

月 以 内 に、 農林水産省令で定めるところにより、 都 道 府県 知 事 に 対 し、 その協議に係る所有 権 \mathcal{O} 移

につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道. 府県 知 事 は、 前項 \mathcal{O} 規定による申 請 が あ つたときは、 速や かに調停を行うものとする。

3 都道 府 県 知 事 は 第 項 \mathcal{O} 調停 を行う場合に は、 当事 者 \mathcal{O} 意見 を聴くとともに、 前 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に

ょ る指 定 を L た農業委員会に . 対し、 助言、 資料 \mathcal{O} 提供 その 他 必要な協力を求 めて、 調停 案を 作 成 L な け

ればならない。

4 都 道 府 県知 事 は、 前項の規定により調停案を作成したときは、 これを当事者に示してその受諾を勧告

するものとする。

(裁定の申請)

第三十七 条 都道 府 県 知 事 が 前 条 第 匹 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に よる勧 告を L た場合に お 7 こ、 当 該 勧 告を受け た者 が 当

該 勧 告が、 あつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第

項 の規定に よる指 定を受けた農地 保有 合 理 化 法 人等は、 当 該 勧 告 が あ 0 た日 か ら起算 して六月 以内 12

農 林 水 産 省 一令で定 8 るところに ょ り、 都 道 府 県 知 事 に 対 当 該 勧 告に 係 る 遊 休農 地 に つい て 特 定

利 用 権 (農地 元につい て 0) 耕作を目的とする賃借権をいう。 以下同じ。) の設定に関し 裁定を申請するこ

とができる。

(意見書の提出)

第三十八条 都 道 府 県 知 事 は、 前 条 \mathcal{O} 規定に よる申 請 が あ つたときは 農林・ 水産省令で定める事 項を公告

するとともに、 当 該 申 請 に 係 る遊 休 農 地 \mathcal{O} 所 有者等にこれ を通知 し、 二週 間を下 5 な 1 期 間 を指 定 L

意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前 項 の意見書を提出する者は、 その意見書に お いて、 その者の有する権利 の種 類及び内容、 その者が

前 条 \mathcal{O} 規 定に よる申請 に 係 る遊 休 農 地を現に耕 作 \mathcal{O} 目 的 に供 してい ない 理 由そ \mathcal{O} 他 この農 林水産省令で定

8 る事 項 を 明 5 カン に L な け れ ば な 5 ない。

3 都道: 府 県 知 事 は、 第 項 \hat{O} 期 間 を経り 過 した後でなけ れば、 裁定をしてはならない。

(裁定)

第三十九 条 都 道 府 県 知 事 は、 第三十 七 条 \mathcal{O} 規 定 によ る 申 請 に 係 る 遊 休農 地 が 現 (C 耕 作 \mathcal{O} 目 的 に 供 さ れ 7

お 5 ず、 か つ、 前 条 第 項 \mathcal{O} 意 見 書 \mathcal{O} 内 容 そ \mathcal{O} 他 当 該 遊 休 農 地 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 諸 事 情 を 考 慮 7 引 き 続

き耕 作 \mathcal{O} 目 的 に 供供 さ これない ことが 確 実で あると見込まれる場合に お V て、 当 該 申 請 を L た者 が 当該 遊 休

農 地 をそ 0) 者 \mathcal{O} 利 用 計 画 12 従 つて利用に供することが当該 遊 休農 地 の農業・ 上 0) 利 用 \mathcal{O} 増 進 を 図 るたり 8 必

要 か つ適当で あ ると認め るときは、 その 必 要 \mathcal{O} 限 度に お 1 て、 特定利 用権を設定すべ き当 \mathcal{O} 裁定をする

ものとする。

2 前 項 \mathcal{O} 裁 定 に お 1 7 は、 次に 掲 げ る事 項 を定 め な け れ ば なら な \ \ \

特 定 利 用 権を設定すべ き遊 休 農 地 \mathcal{O} 所 在、 地 番 地 目 及び 面 積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3

第 項 0 裁 定 は 前 項 第 号から第三号までに掲げ る事 項に つい て は 申請 \mathcal{O} 範 囲を超えてはならず、

同 項第二号に掲げる事項についてはその遊休 農 地 の性質によつて定まる用方に従 1 利用することとなる

ŧ \mathcal{O} で なけ れ ばならず、 同 項第三号に規定する存続期 間 に つい ·
_ は 五. 年 を限度としなけ れ ば ならな

4 都道 府 県 知事 は 第 項の裁定をしようとするときは、 あらかじめ、 都道府県農業会議の 意見を聴 カ

なければならない。

(裁定の効果等)

第四 | | | | | 都道 府県 知 事 は、 前条第 項の裁定をしたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 遅滞

なく、 その旨 を当 該 裁定 \mathcal{O} 申 請 をし た者 及び当 該 申 請 に係 る遊休農地 \mathcal{O} 所 有者 等 に通知するとともに、

これを公告しなければならない。 当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内 容が

変更されたときも、同様とする。

2 前 条第一 項 の裁定につい て前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による公告があつたときは、 当該裁定 の定めるところにより、

当 該 裁定 0 申 請 を L た者と当該 申 請 に 係 る遊休農地の 所有者等との間 に L 特定利 用 権の 設定に関 する契約

が締結されたものとみなす。

3

民 法第二百七十二条ただし書 (永小作権の譲渡又は賃貸の禁止) 及び第六百十二条 (賃借権の譲 渡及

び 転 貸 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 規 定 は、 前 項 \mathcal{O} 場 合に は 適 用 L な \ <u>`</u>

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第四 十 条 前条第一 項 \mathcal{O} 規定に より設定された特定利用 権を有する者が Œ 当な 理 由 が なく引き続き 年

以 上そ 0 特定 利 用 権 に係 る遊 休農地 \mathcal{O} 全部 文は 部をその 目的 に供 しなか つたときは、 その 特 定利 用 権

を設定し L た者 は、 そ \mathcal{O} 目 的 に供され てい な 7 遊 休 農 地 に 0 き、 都道 府 県 知 事 \mathcal{O} 承 認を受け て、 その 特 定

利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第四十二条 第四 + 条 第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に により 設定さ れた特定利用権を有する者は、 その 特定 利用 権を譲 り 渡

又は その 特定 利 用権 に 係 る遊休農地を貸 し付 けることができない。 ただし、 特定利 用 権 を有い す る農

地 保 有 合 理 化 法 人又 は 農 地 利 用 集 積 円滑 化 団 体 が 農 地 売買等 事 業に ょ ŋ 特 定 利 用 権 に係 る 遊 休農 地 を

貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民 法 第六 百 十 二 条 **(賃** 借 権 \mathcal{O} 譲 渡 及 び 転 貸 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 規 定 んは、 前 項 ただだ L 書 \mathcal{O} 場合 には、 適 用 L な

所有者等を確知することができない場合におけ)る遊: 休農 地 \mathcal{O} 利 用

第四 十三条 第三十二条ただし書 の規 定による公告に係 る遊 休 農 地 (第三十条第三 項 第 号に該当する農

地 であつて、 当 該 遊 休農 地 \mathcal{O} 所 有 者等に 対 し第三十二条 \mathcal{O} 規定に、 ょ る 通 知 がされ なか 0 た ŧ \mathcal{O} に 限 る。

を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、 当該 公告があつた 日から起算して六月以

内 に、 農林水産省令で定めるところにより、 都道府県知事に対 当該遊休農地 を利用する権利 0 設 定

に関し裁定を申請することができる。

 \mathcal{O}

意

見

書

 \mathcal{O}

内

容そ

 \mathcal{O}

他

当

該

遊

休農

地

لح

あ

る

 \mathcal{O}

は

当

該

遊

休

農

地

と

同

項

及

び

同

条第

二項

第

号

か

5

2 第三十-九 条 \mathcal{O} 規定 んは、 前 項 \mathcal{O} 裁 定につ ** \ て準 用する。 この 場合に おい て、 同 条 第 項中 「前 条第 項

第三号まで 0 規定中 特 定利用権」 とある のは 「当該遊休農地を利用する権利」 と、 同 項第四 |号中 「 借

賃」 とある のは 「借賃に相当す る補償金 一の額」 と、 同項第五号中 「借賃」 とあるのは 「補償 金 と読 4

替えるものとする。

3 都 道 府 県 知 事 は 第 項 の裁定をしたときは、 農 林 水 産 省令で定めるところに ょ Sy, 遅 滞 なく、 その

旨 を当 該 裁 定 \mathcal{O} 申 請 をし た者にる 通 知するとともに、 これ を公告 L なけ れ ば なら な 当該 裁定について

 \mathcal{O} 審 查請: 求 に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、 同様とする。

4 第 項 0) 裁 定に 0 7 7 前 項 \mathcal{O} 規 定 による公告 が あ つたときは、 当 該 裁 定 \mathcal{O} 定 めるところに ょ り、 当

該

裁 定 \mathcal{O} 申 請 を L た 者 は 当 該 遊 休 農 地 を 利 用 す る 権 利 を 取 得す

5 第 項 \mathcal{O} 裁 定の 申 請 を L た者 は 当 該 殺定に お 7 て定 8 5 れた当該遊 が 機地 を利用する権 利 \mathcal{O} 始 期 。 ま

で に、 当該: 裁 定に お 7 て定めら れ た補償 金を当 |該遊; 休農地 \mathcal{O} 所有 者等 0) ため に供 託 L なけ ħ ば ならな

6 前 項 \mathcal{O} 規 定 による補 償 金 0 供 託 は、 当 該 遊 休 農地 \mathcal{O} 所在 地 \mathcal{O} 供 託 所に するも O

場 第十六条 合に お 及 1 Ű て、 前 第 条 + 第 六 条第 項 \mathcal{O} 規 項 定 中 は 「そ 第 \mathcal{O} 登 項 に 記 規 が 定す なくて る遊 休 農 農 地 地 又 を は 利 採 用 す 草 Ś 放 牧 権 利 地 に \mathcal{O} 0 引 **(**) 渡 7 が 潍 あ 用 0 た する。

ŧ

7

 \mathcal{O}

る 0 は 「そ の設定を受けた者が当該 遊休農地 0) 占 有 を始め た と読み替えるも のとする。

(措 置 命 令

第四 干 兀 条 市 町 村 長 は、 第三十二条 \mathcal{O})規定 による通 知 又は 公告 に係 る遊休農 地 に おけ る 病 害 虫 \mathcal{O} 発

土 石 こその 他 れ 12 類 する t \mathcal{O} \mathcal{O} 堆たい 積 その 他 政 令 で定 8 る 事 由 12 ょ り、 当該 遊 休 農 地 \mathcal{O} 周 辺 \mathcal{O} 地 域 に お け

る営農 条件 に 著 L 11 支障 が 生じ、 又 は 生ず るお そ れ が あ る と認 \Diamond る場 合 に は、 必 要 な 限 度 に お 1 て、 当

遊 休農 地 \mathcal{O} 所有者等に対し、 期限 を定めて、 その支障 \mathcal{O} 除 法又は 発 生の 防 止 \mathcal{O} ため に 必要な措 置 以

該

とあ

下この条に お į١ · ~ 「支障 \mathcal{O} 除 去等 の措置」 という。 を講ずべきことを命ずることができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定による命令をするときは、 農林· 水産省令で定め る事 項 (を記: 載 した 命令書を交付し なけ れ ば

ならない。

3 市 町村1 長は、 第一 項に規定する場合において、 次の各号のいずれ かに該当すると認めるときは、 自ら

その支障 0 除 去等 \mathcal{O} 措置 \mathcal{O} 全部又は 一部を講ずることができる。 この場合にお いて、 第二号に該当する

と認 めるときは、 相当の 期 限 を定めて、 当該. 支障 0) 除 去等 \mathcal{O} 措置、 を講ずべき旨及びその 期 限 ま で に当 該

支障 \mathcal{O} 除 去 等 \mathcal{O} 措 置 を講じ ない ときは、 自 ら当 該 支障 \mathcal{O} 除 去等 \mathcal{O} 措 置 を講 じ、 当 該 措 置 に . 要し た費用 を

徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

第一項の規定により支障 の除 .去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地 0 所有者等が、 当 該

命 令に係る る)期限· までに当該 命令に係る措置を講じないとき、 講じても十分でないとき、 又は 講ず る見

込みがないとき。

第 項 \mathcal{O} 規定により 支障 \mathcal{O} 除 去等 0 措置 を 講ずべきことを命じようとする場 **湯合**に おお 1 て、 過失が、 な

くて当該支障 () () 除 去等 の措置を命ずべき遊休農地 の所有者等を確知することができないとき。

緊急に支障 \mathcal{O} 除 去等 \mathcal{O} 措 置を講ずる必要がある場合に お į١ て、 第 項 \mathcal{O} 規定により支障 \mathcal{O} 除 去 筝等 \mathcal{O}

措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 市 町 村 長 は 前項 0 規定に、 より 同 .項の 支障 \mathcal{O} 除去等 の措置の 全部 又は 部を講じたときは、 当該支障

 \mathcal{O} 除 去 等 0 措置に要した費用につい て、 農林水産省令で定めるところにより、 当該遊休農地 \mathcal{O} 所 有

に負担させることができる。

5 前 項 \mathcal{O} 規 定により負担させる費用 0 徴収 に つい ては、 行政 代執行法

第五条及び第六条の規定を準用する。

第五章 雑則

第四十五条から第七十七条までを削る。

第七十八条第一項を次のように改める。

玉 が 第 七 条第 項若しくは第十二条第 項 \mathcal{O} 規定 に より買 収 又は第二十二条第 項若しくは第二

十三条第 項 \mathcal{O} 規 定 に基 ごづく申 出 に より 買 1 取 0 た土地、 立木、 工作物 及び 権 利 は、 政 令で定めるとこ

ろにより、農林水産大臣が管理する。

(昭和二十三年法律第四十三号)

第七十八条第二項を削 り、 同 条第 三項 中 第 項 \hat{O} 規 定に ょ り 農林 水 産 大臣」 を 「前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 農

林 水 産 大臣」 12 改 め 同 項 を 同 条第二 項とし、 同 条第四 項を 削 り、 同 条を第四 干 五 条とし、 同 条 \mathcal{O} 次 に 次

の見出し及び一条を加える。

(売払い)

第四 一十六条 農 林 水 産大臣 は、 前条 第 項 の規定により管理する農地 及び 採草放牧 地につい て、 農林・ 水 産

省令で定めるところに より、 そ \mathcal{O} 農 地 又 は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 取 得後 12 お 1 て耕 作 又 は 養畜 \mathcal{O} 事 業 に 供 すべ き

農 地 又は 採 草 放牧 地 \mathcal{O} す × 7 を効 率 的 に 利 用 L て 耕 作 又 は 養 畜 \mathcal{O} 事 ・業を行り うと認 \Diamond 6 れ る者、 農 地 保 有

合理化法 人、 農地 利 用 集積円滑 化 団 体そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 農林水産省令で定める者に売り払うものとする。 ただし

、次条の規定により売り払う場合は、この限りでない。

2 前 項 \mathcal{O} 規定により売り /払う農業 地 又は 採草放牧 地につい て、 その農業上 $\overline{\mathcal{O}}$ 利 用 \mathcal{O} ため 第十二条第 項の

規 定 12 ょ n 併 せ 7 買 収 L た 附 帯 施 設 があるときは、 これをその農地 又は 採 草放牧 地 \mathcal{O} 売払 いを受ける者

に併せて売り払うものとする。

第七十九条を削る。

第 八十条 \mathcal{O} 見 出 L を削 り、 同 条 第 項中 「第七 十八条第 項」 を 「 第 匹 十五 条 第 項 に改 め、 「自作

農 0 創 設 又 は を削 り、 同 条 第 二項 を 削 り、 同 条 を第四 十七 条とする。

第八十一条中 漁業免許に関する登録 の所管庁」及び 一、 使用、 消 滅請求、 売渡し、 譲与」 を削

同条を第四十八条とする。

第八十二条第 項 中 使用」 を削り、 同条第二項中 証 票 を 証 明書」に、 利 害関係 人か から要求

が あ 0 たときは を 利 害 関 係 人に」に、 「呈示しな け ħ ば を 「 提 示 L なけ れ ば に 改 め、 同 条 を 第

四十九条とし、第八十三条を第五十条とする。

第八十三条の二中 「該当する者」の下に「(以下この条において 「違反転用者等」という。)」 を加え

第五条又は第七十三条」を「若しくは第五条」に、 「をとるべき」を「(以下この条に お į١ て 「原

状回 復等 の措置」 という。) を講ずべき」 に改め、 同 条 第 号 中 第五 条第一 項若しくは第七 十三条第

項」 を 「若しくは第 五 条第 項」 に 改 め、 同 条 第 一号及 び 第四号中 第五条第 項又は 第七

項」 を 又 は 第五 条 第 項 に 改 め 同 条 に 次 \mathcal{O} 兀 項 を 加 える。

前 項 \mathcal{O} 規定による命令をするときは、 農林 水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければ

2

ならない。

3

農林 水 産 大 臣 . 又 は 都 道 府県知 事 は、 第 項に 規定する場合にお 7 て、 次の 各号 Ď 7 ず ħ か に 該 当する

と認めるときは、 自らその 原状回復等の 措置 \mathcal{O} 全部又は 部を講ずることができる。 この場 一合に お 1 7

第二号に該当すると認めるときは、 相当 0) 期 限を定めて、 当該原状回復等の措置を講ずべ き旨及びそ

 \mathcal{O} 期限 までに当該 原 状回 [復等] の措 置 を講じないときは、 自ら当 □該原状 回 [復等 の措 置を講じ、 当該 措 置 に

要 し た費用 を徴収す る旨を、 あ 5 か だめ、 公告しなけ ħ ば な 5 な \ \ \

第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 原状回 復等 \mathcal{O} 措 置 を講ずべきことを命ぜら ħ た違 反転 用 者等が、 当 該 命 令 に係

る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、 講じても十分でないとき、 又は講ずる見込みがな

いとき。

第一項 \mathcal{O} 規定により 原状回 復等 0 措 置を講ずべきことを命じようとする場合において、 過失が なく

て当該 原 状 口 復等 0) 措 置 を 命ずべ き違 反 転 用 者等を確 知することができない とき。

 \equiv 緊急に 原 状 回 復等 0 措 置 を 講 ず る必 要が あ る場合において、 第一 項の 規定により 原状回 [復等 \mathcal{O} 措 置

を

講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

- 39 -

農林水産大臣 一又は都道 道 府県知 事 は、 前項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 原状回: [復等 で措置 0 全部 又は 部 を講じ

4

たときは、 当 該 原 状 回 復 等 \mathcal{O} 措 置 に 要した費用 たつい て、 農 林· 水産省令で定めるところにより、 当 該 違

反転 用者等に負担させることができる。

項の規定により負担させる費用の徴収については、 行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用す

る。

5

前

第八十三条の二を第五 十一条とし、 同 条 の次に 次の一 条を加 える。

信 報 \mathcal{O} 提供等)

第五十二条 農業委員会は、 農地 の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、 農 地 \mathcal{O}

保有及び利用の状況 借賃等の動向その他 の農地に関する情報の収 集、 整理、 分析及び提供を行うもの

とする。

第八十四 条及び第八十四 条の二を削 る。

第八 十五 条 第 項 を 次の ように改 δ る。

第九条第 項 (第十二条第二項において準用する場合を含む。) の規定による買収令書の交付につい

て (T) 異議. 申立 て又は第三十九条第 項 若 しくは第四十三条第一 項 \mathcal{O} 裁 定に つい 7 0 審 査 請 求 に お 1 ては

そ \mathcal{O} 対 価 借賃 又 は 補 償 金 \mathcal{O} 額 E つい 7 \mathcal{O} 不 服 をその 処分に 0 7 7 \mathcal{O} 不 服 \mathcal{O} 理 由とすることができな

\ <u>`</u> ただし、 同項 の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地 の所有者等を確 知することができないこ

とにより第五 十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

第八十五条第二項 から第五 項 までを削り、 同 条第六項中 \neg 第五句 一条第一 項又は第七十三条第 項」 を

又は 第 五. 条 第 項」 に 改 め、 同 項 を 同 条第二項 ぞし、 同 条第 七 項 中 「 第 八 条 第 項 又は 第 + 五 条 \mathcal{O} 三第三

項若しく は を 「第七 条第二 項 又 は に改 め、 行行 政 不 服 審 査法」 \mathcal{O} 下 に (昭 和 三十 七 年 法 律 第 百 六十

を加え、 同項を同条第三項とし、 同 条第八項を同 条第四項とし、 同条を第五十三条とする

第八十五条の二第二項中 「第八十三条の二」 を 「第五十一 条第一 項 に改め、 「行政手続法」 の 下 に

平 ·成 五年 法 律第八十八号)」 を加え、 同条を第五 十四条とする。

第 八 + 五. 条 \bigcirc 三第 項 第 号中 「第十一 条第 項第三号 (第十四 条第二項、 第十五条第二項、 第十一 五. 条

の三第十項 及び 第十六 条第二 一項で」 を 「第九条第一 項第三号 (第十二条第二項において」 に改 め、 同 項第

一号及び第三号を次のように改める。

二 第三十九条第二項第四号に規定する借賃

三 第四 一条第一 項 に お 1 7 読 4 替 えて 準 用する第三十 九条第二項 第四 一号に 規 定する補 償 金

第八 十五 条の三第 項第四 号から第七号までを削 ŋ 同条第二項を次のように改 8

2

前

項

第

号に掲げる対

価

の額

に

うい

ての同

項の

訴えにお

いては国を、

同

項第二号に掲げる借賃の額

E

<u>つ</u> V) て \mathcal{O} 同 項 \mathcal{O} 訴 えに おい ては第三十七 之 条 0 規定による申 -請をし た者又はその 申 -請に係 る遊 休 農 地 \mathcal{O} 所

有者等。 を、 同 項 第三号に 規 定する補 償 金 \mathcal{O} 額 に 0 7 7 0) 同 項 \mathcal{O} 訴 え に お 1 て は 第 四 十三条 第 項 \mathcal{O}

に ょ る申 請 をし た者 文は そ \mathcal{O} 申 請 12 係 る 遊 休 農 地 \mathcal{O} 所 有 者 等を、 そ ħ ぞれ被告とする。

第八十五 条 の三第三項中 第三号又は第六号」 及び 「又は補 償 金 を削り り、 「第十二条第二項 (第十

兀 条第二項、 第十五条第二項、 第十五条の三第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。 又 は 第

五 十一 条第二項 (第 五. 十五 条第四 項、 第五十六条第三項、 第五十八条第二 項 第五 十九 条第五 項 及び 第七

十二条第四 |項で」 を 「第十 -条第1 二項 (第十二条第二項 に お ** \ て に、 第十二条第三項」 を 第十 · 条 第三

項」 改 め 同 条第 几 項中 「第十三条第二項」 を 「第十一 条第二項」 に改め、 「又はは 補 償 金 を削 り、 同

条を第五十五条とする。

規

定

第八十六条ただし 書中 (第三章 一の適用 に つ 7 ては、 都 道 府県知古 事 _ を削 り、 同 条を第五 十六条とす

る。

第八十七条第 項 中 「第八条の規定による公示又は第九条、 第十五条若しくは第十五条の三」 を 「第七

項」に、 「その公示又は」を 「その」に、 「都道府県知事」 を 「農林水産大臣」 に、 「で準 用 する

五十七条とする。

を

に

お

į,

7

準

用す

Ź

に改め、

同

条第二項中

都

道

府県

知事」

を

「農林水産大臣」

に改め、

同

条

を第

第八十八条を削る。

第八十九 条第一 項 中 「第九十一条の三第二項各号」を 「第六十三条第一 項第三号及び第七号並びに第二

項各号」 に改め、 同条第二項中 「第九十一 条の三第一項第一号」 を 「第六十三条第一項第一号」 に改め、

同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(是正の要求の方式)

第五 + 九 条 農 林 水 産 大臣 は、 次に · 掲 げ Ź 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 処 理 が 農 地 又は 採 草放 牧 地 \mathcal{O} 確 保 に 支障

を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五 条の五第 項の 規定に対 による求り めを

行うときは 当 該 都 道 府 県 知事 が *講ずべ き措 置 $\overline{\mathcal{O}}$ 内容を示して行うものとする。

第四 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に より 都 道 府 県 知 事 が 処 理することとされ 7 1 る事 務 (同 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 目 的 に 供

するため二へクタ ル を超える農地を農地 以外のものにする行為に係るものを除く。

第五条第一項の規定により都道府県知事が 処理することとされてい 、る事務 同 一の事業 0 目的 に 供

するため二へクタール を超える農地又はその農地と併せて採草放牧 地につい て第三条第一項本文に掲

げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

2 農林 水 産 大 臣 は、 前 項 各号に 掲 げ る都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 事 務 を地方自 治法第二百 五 十二条 の 十

項 \mathcal{O} 条 例 の定めるところにより市 町 村が処理することとされた場合にお いて、 当該市 町 村 この当該な 事 務 \mathcal{O}

処 理 が , 農地 又は採草放牧 地 の確! 保に支障を生じさせていることが明らかであるとして同法第二百四 十五

条 \mathcal{O} 五. 第二項 (の指) 示を行うときは、 当該 市 町 村 が 講ずべ き措置 \mathcal{O} 内容を示して行うものとする。

第九 十条 第 項 中 第二 章第六節」 を 第二十 -五条」 に 改 め、 同 条を第六十条とする。

第九 + 条 第 項 中 「 指 定都 市 0 下 に (農業委員会等 に関する る法律 第三十五 一条第二 項 \mathcal{O} 規 定に ょ

区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。)」 を加え、 同条第二項を削り、 同 条を第六十

七

の <u>-</u>

第

一条とし、第九十一条の二を第六十二条とする。

第九 + 条 の三第 項 中 (第七 十八条第一 二項 を除く。)」 を削 り、 同 項 第 号 中 「及び 第三 項」 を

第三項 (同 条第六項に おい て準用する場合を含む。)及び第五項」 に改 め、 同 項第二号中 $\overline{\mathcal{O}}$ 規定及び

同 条第三項」 を 「及び第四 項の規定並びに同条第三項及び第五項」 に改め、 同項第三号及び第四号を次 \mathcal{O}

ように改める。

第三十条第 項 カ ら第三項 へまで、 第三十一条、 第三十二条、 第三十三条第 項、 第三十四条及び 第

三十五 第 項 \mathcal{O} 規 定に より 市 町 村 が 処理することとされてい る事 務

几 第四 + 匝 · 条の 規 定により市 町 村 が処理することとされてい る事 務

第九 十 一 条の三第 項第五号中 「第八十二条第一項」を 「第四十九条第一項」 に、 「第八十三条」を「

第五 一十条」 に改 め、 同 項第六号中 「第八十三条の二」 を 「第五十一 条」 に改め、 同 関項に次 0 号を加える。

七 第五· 十二条 \mathcal{O} 規 定 にこ ょ ŋ 市 町 村 が 処 理することとされ てい る 事 務

第九 + 条 の三第二 項 第 号中 「第四 条第 項 第五 号」 を 「第四 条第 項第七号」 に改 め 同 項第二号

中 第 五条第 項第三号」 を 「第五条第一項第六号」に改め、 同条を第六十三条とし、 同条の次に次 の章

名を付する。

第六章 罰則

第九十二条第一号中 一、 第二十条第一項 (第三十二条で準用する場合を含む。 次号において同じ。)又

は第七十三条第一項」を「又は第十八条第一項」に改め、 同条第二号中「、 第二十条第一項又は第七十三

条 第 項」を 「又は第十八条第一項」 に改め、 同 条に次の一 号を加える。

第九十二条を第六十 四条とする。

第五·

十

条第

項

 \mathcal{O}

規定による農林

水産大臣

又は都道

府県知古

事 \mathcal{O}

命令に違反

んした者

第九十三条中「次の各号のいずれ かに該当する」を「第四十九条第一項の規定による職員 \mathcal{O} 調 査、 測量

除 去又は移転を拒み、 妨げ、 又は忌避した」に改め、 同条各号を削り、 同条を第六十五条とし、 同 条 \mathcal{O}

次に 次 の 一 条を加える。

第六十六条 第四 十四条第 項の規定による市 町 村長の命令に違反した者は、 三十万円以下 · の 罰 金に処す

る。

第九十四条中 「従業者が」を「従業者が、」に、 「関し前二条」を「関し、 次の各号に掲げる規定」 に

又は 人に対して前二条」 を てに 対して当該各号に定める罰金刑を、 その 人に対 して各本条」 に改め、

同条に次の各号を加える。

第六十四条第一号若しくは第二号(これらの規定中第四条第一 項又は第五条第一項に係る部分に限

る。) 又は第三号 一億円以下の罰金刑

第六十四 (前号に係る部分を除く。) 又は前二条 各本条 の罰

金刑

第九十四条を第六十七条とする。

第九 十 五 条第 号中 「第十 五条の二 一第 項の 規定による」 を 「第六条第 項の 規定に違反して、」 に改

め、 同 条第二号中 「第二十五条第二項の規定による」を 「第三十三条第一項の規定に違反して、」に、

通知」を「届出」に改め、同条に次の一号を加える。

第三十 四条第二項 \mathcal{O} 規定による報告をせず、 又は 虚 偽 の報告を をし た者

第九十五条を第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十九 条 第三条の三第一 項の規定に違反して、 届出をせず、 又は 虚偽の届出をした者は、 十万円以下

の過料に処する。

附則第二項 第 一号中 「除く」の下に ___ 次号に お いて同じ」 を加え、 同項第三号を削 り、 同 項 第二号中

「除く」 の 下 に 次号に、 おいて同じ」 を加え、 同号を同 項第三号とし、 同 頂第一 号の 次に次 \mathcal{O} 号を加

える。

同一の事 業の目的に供するため二へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る第四

条第五項 の協議を成立させようとする場合

附 則第二項 E 次の 号を加える。

兀 同 0 事 業の 目 的 に供 するため二へクター ル を超える農地又はその 農地と併せて採草放牧 地 に つい

て第三条第一 項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第五条第四 項の協議を成立させようとする場

合

別表を削る。

農 **黨経営** 基 盤 強 化 促進 法 \mathcal{O} 部改正)

第二条 農業経営基盤 強 化 促 進法 昭 和五 十五. 年法律第六十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

目

次中

「第三節

農地保有合理化支援法人(第十一条の二―第十一条の八)」を 第三節 農地保有合

理化支援法人(第十一条の二―第十一条の八)

「第二十六条」を「第二十七条」に改め、「第四

積円滑化団体(第十一条の九―第十一条の十三)」

に、

第四

章 **一** 一 遊休 農地 の農業上 $\overline{\mathcal{O}}$ 利用 の増進に関する措置 (第二十七条 第二十七条の十二)

章の三 特定法人貸付事業の実施(第二十七条の十三)

及 び

第四

十条」を削る。

第 四 条第二 項 中 第 七 条第 項 \mathcal{O} 承 認を受け た法人 (以 下 「農 地 保 有 合理: 化法. 人 という。)」 を

般 社 団 法 人又は 般財団法人で農林 水産省令で定める要件に該当するもの」 に改め、 同項第一号中 「第四

項に規定する特定法 人貸付事業を除 ₹ • を削 り、 同項第三号中 「第七条第四項第二号」 を 「第七条第三

項 第二号及び 第十一 条 \mathcal{O} 九第三項第三号」に、 「第二条第七項」 を 「第二条第三項」 に改め、 同 項 第 匹 号

中 「そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 下 に (以 下 研研 修 等 事 業 という。 _ を 加 え、 同 条 第 匝 項 を 削 り、 同 条 第 三項

第四 | 号中 前 号」 を 前 各号」 に 改 め、 同 _号を同 項第五号とし、 同 項第三号を 同 項第四号とし、 同 項第

二号の次に次の一号を加える。

三 農 地 利 用 集 積 円滑 化 事 業 \mathcal{O} 実施 を促進する 事 業

第四 条第三 項 を同 条 第四 項 とし、 同 条第 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 える。

3 \mathcal{O} 法律 に お 1 7 「農 地 利用 集 積 円 滑 化 事 業 とは、 効率 的 か つ安定的な農業経営を営む者に対する

農 用 地 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 集積 0 円 滑 化を図 「るため、 この法律で定めるところにより、 次の 各号に掲げる者が 行う

当該各号に定める事業をいう。

市 町 村、 農業 協 同 組 合 (農 業協 同 組 合法 (昭 和二十二年法律第百三十二号) 第十条第 項 第二号及

び 第三号 \mathcal{O} 事 業 を 併 せ 行 うも \mathcal{O} に 限 る。 又は 般社団 法 人若しくは 般財 寸 法 一人で 農林 水 産 省 令 で

定める要件に該当するもの 次に掲げる事業

イ 農用 地 等の 所有者の委任を受けて、 その者を代理して農用地等について売渡し、 貸 付 け又は農業

 \mathcal{O} 経営若しく 、は農作業 業 の委託 を行う事 業 (当該委任に係る農用地等 0 保全の ため \mathcal{O} 管理 を行う事業

を含む。以下「農地所有者代理事業」という。)

口 農地売買等事業

ハ 研修等事業

前号に掲 げる者以 外 \mathcal{O} 営利 を目 的 とし な 7 法 人 (営利· を目的 とし な 1 法 人格 を有 L な 1 寸 体 で あ 0

て、 代 表 者 \mathcal{O} 定 8 が あ り、 か つ、 その 直 接 又 は 間 接 \mathcal{O} 構 成 員 か 5 \mathcal{O} 委 任 \mathcal{O} 4 12 基づ く農 地 所 有 者 代 理

事 業を行うことを目的とするものを含む。 で農林水産省令で定め る要件 に該当するも \mathcal{O} 農 地 所 有

者代理事業

第五 条第二項 第四 号 口 中 (次条第三項に お 7 て 農業振 興 (地域) という。 _ を削 り、 般社 団法

人又は 般 財 寸 法 人で農林 水 産 省令 で定め る要件 に該当するも <u>0</u> を 「法人」 に改 め、 同 号 ハ を次 \mathcal{O} よう

に改める。

ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

第五条第二項第四号ニを削る。

第六条第二項第三号中 目 標 の 下 に 「その他 農用: 地 0 利 用関! 係 の改善に関する事項」 を加え、 同 項第

五号を次のように改める。

五 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 事 業に 関 す る次に 掲 げ る 事

項

1 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 都 市 計 画 法 昭昭 和 四 十三年法律第百号) 第七条第一 項の市街化区域と定められた

区 域 で同法第二十三条第 項 \mathcal{O} 規定に ょ る協 議 が 調 0 た ŧ \mathcal{O} **当** 該 区 域 以 外 \mathcal{O} 区 域 に 存 する農 用 地

<u></u> 体として農 業 上 \mathcal{O} 利 用 が 行 わ れ て 1 る 農 用 地 \mathcal{O} 存 す Ź 区 域 を除 く。 以 下 市 街 化 区 域 と う

を除く。) の全部又は 部を事業実施地域とし て農地利用 集積円滑化事 業を行う者に関 す る

項

口 農 地 利 用集 積 (円滑 化事業 0 実施 \mathcal{O} 単位として適当であると認められる区域 の基準その 他 農 地 利 用

集 積 円 滑 化 事 業 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 基 淮 に 関 す る 事 項

第六条第 項 第六号 及び 第三項 を 削 り、 同 条中 · 第 四 項を第三項とし、 第五 項を第四 項とし、 同 項 \mathcal{O} 次に

次の一項を加える。

5 市 町 村 は、 基本 構想を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 農業者 農業に関 す

る 寸 体 そ 0) 他 \mathcal{O} 関 係 者 \mathcal{O} 意見を反映させるために必要な措置 を講ずるものとする。

第七 条第 項 中 又 は 前 |条第| 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 基 本 構 想 に 定め 5 れ た者」 を削 り、 同 条 中 第二 項 を削 ŋ

第三 項 を第二 項とし、 同 条 第 几 項 第 号 中 「第 五. 条 第 項 第四 号 口 に 規 定す る法 人に あ つて は 及 び

前 条第 三項に規定する者にあつては基本構 想に」 を削 り、 同 |項を| 同 条第三項とし、 同条第一 五. 一項を同 条第

四項とする。

第 八 条第 項 中 農 地 保 有 合理化 法 人 を 「前 条 第 項 \mathcal{O} 承認を受け た法 人 (以 下 農 地 保 有 合 理 化 法

という。 に改 め、 同 条第二項中 前 条第二項 第四 項 及び第五 項」 を 「前条第三項 及び第四 項

に、 同 条第二 項及び第五 項」 を 同 項 に改め

第十 条第二 項 を削 る。

第

九

条中

市

町

村を除く。

次条第

項及び

第十

条 第

項にお

7

て同じ。

を削る。

第十 条 第 項 第 号中 「第五 条第二項 第 匹 号 口 又は第六条第三 項 E 規定する法 人 を 「 第 匹 [条第]

に規定する一 般社団 法 人 又 は 般財団法人」 に改 め、 同 項第三号中 前 条第一項」 を 前 条」 に改め る。

第十 条の 八 中 第十条第一項及び第十一条の」 を 「から第十 一条までの」に、 第十 · 条 第 項及

び 第十 条中」 を 「か ら第十一 条まで 0 規定中」 に、 「第十条第一 項中」 を 「第十条中」 に、 第 五. 条 第

二項 第 兀 号 口 又 は 第六 、 条 第 1 項 に 規 定す る法 人 を 「第四 [条第二 |項に規定する| 般社団法 人又は 般 財団

法 人 に 改 め、 第二 章 中 同 条 \mathcal{O} 次 12 次 \mathcal{O} 節 を加 える。

第四 節 農 地 利 用 集積円滑 化団 体

(農地利用集積円滑化事業規程)

第十 条 \bigcirc 九 第四 条 第三 項 各号に 掲げる者 市 町 村を除く。 は、 第六条第六 項 \mathcal{O} 同 意 を得 た 市 町 村

以下 同 意 市 町 村 という。 \mathcal{O} 区 域 市 街化区域を除く。) の全部又は 部 を事 業実 施 地 域として 農

地 利 用 集積円 1滑化事 業の全部又は 部を行おうとするときは、 農林水産省令で定めるところにより、 農

地 利 用 集積円 1滑化事 業の 実施 に関する規程 (以 下 「農地 利 用集積品 |円滑 化事業規程」という。) を定め、

同 意 市 町 村 \mathcal{O} 承認、 を受け な げけ れ ば な 5 な 7

2 前 項 \mathcal{O} 農 地 利 用 集 積円 滑 化 事 業 規 程 に お 1 7 は、 事 業 0 種 類、 事 業実施地 域及び事 業 の実施・ 方法 に 関

して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 同 意 市 町 村 は、 農地 利 用 集積 円滑化事業規 程 の内容が、 次に掲げる要件に該当するものであるときは

第一項の承認をするものとする。

一基本構想に適合するものであること。

事 業 実 施 地 域 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 が 既 12 農 地 利 用 集積 円 滑 化事 事業を行 つてい る者 \mathcal{O} 事 業 実 施 地 域と 重 複

することにより当該 重複する地域に おける農用地 \mathcal{O} 利 用の 集積を図る上で支障が生ずるものでないこ

第十二条第 項 0 認定を受けた者が当該 認定に係る農業経営改善計 証に従 つて行う農業経営の 改善

に資するよう農地 利用 集 柔積円滑: 化事業を実施すると認められること。

兀 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4

同

意市

町

村

は、

農地

売買等事業に関す

,る事項

が定められ

た農地で

利

用

集積円滑

化事

業規程に

っつい

、て第一

項 \mathcal{O} 承 認 を しようとするときは、 あ 5 カン じめ、 農業委員 会 0) 決定 を経 な げ れ ば な らな

5 同 意 市 町 村 は、 第 項 \mathcal{O} 承 認を行 つたときは、 農林 水 産 一省令です 定めるところに より、 遅 滞 なく、 その

旨 並 びに当該承認に係る農地利 用集積円滑化事 業の 種類及び事業実施 地域を公告しなければならない。

第十一

条の十

前条第

一項

 \mathcal{O}

承認を受けた者は、

農地

利用集積円滑化事業規程

の変更又は廃止をしようと

するときは、 農林・ 水産省令で定めるところにより、 同 意市 町村 \mathcal{O} 承認を受けなけ ればならな

2 前条第三項 カン 5 第 五 項 ま での 規 定 は 前 項 0 規 定に ょ る変更の 承 認 に ついて、 同 条第 兀 項 及 び 第 五. 項 O

規 定 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に よる 廃 止 \mathcal{O} 承 認 に 0 1 て 準 用 す る。

第十一条の十一 同 意市 町 対は、 その区域 市 街化区域を除く。) の全部又は一部を事業実施地域として

農 地 利 用 集 積 円滑 化 事 · 業 の全部 又は 部を行 おうとするときは、 農林 - 水産: 省令で定めるところによ

農 地 利 用 集 積 円 滑 化 事 業 規 程 を定 8 な け れ ば な 5 な

2 前 項 \mathcal{O} 農 地 利 用 集 積円 1滑化事 業規程は 第十 条の 九第三項各号に掲げる要件に該当するものでなけ

ればならない。

3 同 意 市 町 村 は、 農地 売買等事業に関する事項をその内容 に含む農地 利 用集 積円滑化事 ,業規程を定めよ

うとするときは、 あ 5 か ľ め、 農業委員 会 0 決 定を経 な け れ ば な 5 な \ <u>`</u>

4

同

意

市

町

村

は、

農

地

利

用

集

積

円

滑

化

事

業

規

程

を定

 \Diamond

たときは、

農

林

水

産省

1 令で:

定め

るところに

ょ

り、

遅 滞 なく、 その旨 並 び に当該農 地 利 用 集 積 円 滑 化事業規程 で定めた農 地利用 集 積 円滑 化 事 業 0 種 類 及び

事業実施地域を公告しなければならない。

5 第十一条 \mathcal{O} 九第二 項 \mathcal{O} 規定 は第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 農 地 利 用 集積 円滑化事 ・業規程に つい て、 前二 一項の規力 定は当 該農

地 利 用 集 積 É 滑 化 事 業 規 程 \mathcal{O} 変更又 は 廃 止 に つ 7 て準 甪 でする。

(委任の申込みに応ずる義務)

第十一条の十二 第十一条の 九第 項の承認を受けた者又は農地利用集積円滑化事 業規程を定めた同 意市

委任契約 事 町 業 村 実 (以 下 施 \mathcal{O} 地 申 域 農地 込 に シみが 存 す 利 あつたときは、 る農 用 集 積 用 円 地 滑 等 化 \mathcal{O} 寸 所 正当な理 体 有者 という。 か らそ 由 が \mathcal{O} なけ 所 であ 有 れ す ,る農用 つつて、 ば、 当該委任契約 農 地 等 地 に 所 有 0 者 1 \mathcal{O} て農 代 締 理 結 地 事 を拒 業を行うも 所 有 んで 者 代 は 理 ならな 事 \mathcal{O} は 業 に その 係 る

準 用

第十一 す ź。 条の十三 第 この 九 場 条 及び 合に 第九条から第十一条までの規定 第 お + 7 条中 て、 第 農 九 条 地 か 保 5 有 第 合 + 理 化 条 事 は、 業 ま で 第十 لح \mathcal{O} あ 規 る 定 条の 中 \mathcal{O} は 九第一 都 農 道 府 地 項 県 利 $\widehat{\mathcal{O}}$ 用 知 承認、 事 集 積 円 لح を受けた者 あ 滑 る 化 事 \mathcal{O} 業 は 12 と 0 同 7 意 第 7 市 準 +町 甪 村

条第 定する一 項中 般社 「第七 団法 条第 人又は 項 般財団 法 人 は とあ 「第 る + 0 は 条 「第四 九第 条第三項第一 項 同 号に規定する農業協 項 第 第四句 条 同 組 項 合 若 規

とあ

る

0

 \mathcal{O}

٢,

号中

第二

に

に あ つて は 当該 農 業 協 同 組 合 又 は 般 社 寸 法 人若 しくは 般 財 寸 法 人 と 読 み替えるものとする。

くは

般社

寸

|法人若しく

は

般

財

団

法人又は

同

項第二号に掲げ

る者

(農地

売買等

事

業を行

つて

1

る場合

第十二条 *の* 一第二 項 中 第 十三条 の三 を 「第 + 兀 条 に 改 8 る

第十三条第二項中 「農地 保有合理化事業」 の 下 に 「又は 農地 利 用集積円滑化事業」 を、 農 地 保有 合理

化法 人 の 下 に 「又は 農地 利 用 集 積 闩 滑 化 団 体 を加 える。

の 二 一第 項、 第二 項 第 五 項 交び 第六 項 中 地 保有 合 理 化法 人 0 下に 「又は農 地 利用 積

円滑化団体」を加える。

第十四条を削る。

第十三条の三中 「第二条第七項第二号」を 「第二条第三項第二号」に、 「トに掲げる者 の有する議決権

 \bigcirc を 「株式· 会社にあ つては、 チに掲げる者」 に、 「トに掲げる者 を 株 式 (会社にも あ つては、 チ に 掲

げ る者 に、 同 ľ. \mathcal{O} 有 す る 議 決 権 \bigcirc を 同 じ。 <u>)</u> _ に改 め、 同 条 を第 + 兀 条とする。

第十七条第二 |項中 都 市 計 画 法 昭昭 和四十三年法律第百号) 第七 条第一 項 の市 街 化区域と定め られ た区

域で同法第二十三条第 項 \mathcal{O} 規定による協 議が 調 0 たもの (当該区域 以外 つ区域 E 存す る農用 地と一 体

て農業上 \mathcal{O} 利 用 が 行 わ れて 7 る農用 地の 存する 区 域 及び 生産 緑 地 法 (昭 和 匹 + 九 年 ·法律第六十八号) 第

三条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る生 産 緑 地 地 区 0) 区 域を除く。 以下 市 街 化 区 |域 という。 _ を 市 街 化 区 域

に改める。

第十八条第二項第二号中 「利用権 の設定等」 の下に「(その者が利用権の設定等を受けた後において行

う耕 法 人 作 農 又は 地 養 利 畜 用 集 \mathcal{O} 積 事 円 業 滑 に . 必 化 要な農業 寸 体 農業 作 業 協 に常 同 組 時 従 合、 事 農業 すると認 協 同 8 組 5 合連 ħ 合 な 会そ 1 者 \mathcal{O} (農業: 佌 政 生 令 で 産 定め 法 人、 る 農地 者を 除 保 有 合 第六 理 化

号に 第六号を第七号とし、 お いて同 ľ で 第五 あ る場合に 号の次に次 は の 一 賃借 号を加える。 権 又 は 使用的 貸借 E よる権が 利 \mathcal{O} 設定に限る。 を加え、 同

項

中

六 第 号に 規定する る者 が 利 用 権 \mathcal{O} 設定等を受けた後 に お 7 て行う耕 作 又は 養 畜 \mathcal{O} 事 業 に必 要な農 作 業

受け に 常 た後 時 従 に 事 すると認 お 1 て 農用 8 地 5 を適 れ な 正 1 者であ に 利 用 る場合に L 7 1 な は 7 と認 その \Diamond 者が 5 れ 賃 る場 借 合に 権 又 賃 は (貸借) 使 用 又 貸 借に は 使 用 ょ る権 貸 借 \mathcal{O} 利 解 \mathcal{O} 設 除 をす 定 を

る旨の条件

第 十八条第三項第二号中 「にあつては、 イ及び ハ を 「及び同項第六号に規定する者にあつては、イ」

に、 特 定法 人が 特定 法 人貸付事 業 \mathcal{O} 実施 によつて賃借 権 「又は使 用貸借に よる権 利 \mathcal{O} 設定 を受け る場合で

村 あつてこれ 又 は 農 地 5 保 有 \mathcal{O} 権 合理 利 化 \mathcal{O} 設 法 定 人 を受け が 特定 法 た 後 人 貸 に 付 お 事 1 てイ 業 \mathcal{O} · 及び 用 12 供 ハ に す Ź 撂 た げ x) る要件 利 用 -を備 権 \mathcal{O} 設 えることとなるとき、 定等 を受け `る場 合 を 同 意 農 市 町 地

利 用 集 積円1 滑 化団 体 が農地 売買等 事 業 0 実施 によって 利 用 権 の設定等を受ける場合」に改め、 「行う農業

条 協 移転を受けるとき」を、 同 の三十 同号イ中 組 合 第 の 下 「について」 項 第 に 「又は農業協 号に を「を効率的に利用して」に改め、 「株主」の下に 掲 げげ 同 る場合に 組 合連合会」を、 お 「(農地法第二条第三項第二号チに掲げる者を除く。)」 いて農 業協 利 同 用 組 権 合又は農 同号ハを削り、 \mathcal{O} 設定を受ける場合」 業 協 同 組 同項第三号に次のただし書を 合連 合会が の 下 に 利 用 権 同 \mathcal{O} 法第一 設 を加 定 又 え は

ただし、 数人の 共有 に係る土地 につ いて利 用 権 (その: 存続期 間 が 五 年を超え な ζ) t のに 限 る。 \mathcal{O}

加える。

設定又は

移

転をす

る場合に

おけ

る当該

主

地

に

0

1

て

所

有

権

を有

す

うる者

 \mathcal{O}

同

意に

つい

7

は

当 該

土

地

に

ついて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られて V) れ ば足りる。

第十八条第五項を次のように改める。

5 ろに 同 より 意市 第二 町 村 は、 項 、各号に掲 次 \mathcal{O} 各号に掲げる者が、 げ る事 項 \mathcal{O} 全部 又 当該 は 部を示 各号に定め して る目的 農用 地 利 のために、 用 集 積 計 農林 画 [を定め 水産 るべきことを申し 省令で定めるとこ

当該· 市 町 村 \mathcal{O} X 域の全部又は 部をその事 業実施地域とする農地 利用集積円滑化団体 その事業実 出

たときは

そ

 \mathcal{O}

申

出

 \mathcal{O}

内

容

を勘

案

て

農

用

地

利

用

集

積

計

画

を定

 \Diamond

る

ŧ

 \mathcal{O}

施 地 域 内 \mathcal{O} 農用 地 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 集 積 を 図 る 目 的

第 条第 項 \mathcal{O} 認 定 に 係 る 農 用 地 利 用 規 程 で 定 8 るところに 従 1 農 用 地 利 用 改 善 事 業を行る う 団

体 又 は当該 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 全 部若 L Š は 部をその 地 区 \mathcal{O} 全部 若 くは 部とする農業協 同 組 合 そ

 \mathcal{O} 構 成員又は組 合 員に係る ふる農品 用 地 \mathcal{O} 利 用 関 係 \mathcal{O} 改善を図 る 目 的

当

該 市 町 村 \mathcal{O} X 域 \mathcal{O} 全部 又は 部をその 地 区 \mathcal{O} 全 部 又は 部とする土地改 良区 その 地 区 内

 \mathcal{O}

土

地

改良法 昭昭 和 <u>二</u> 十 匹 年 法 律 第 百 九 + 五. 号) 第五 十二条第 項 文 は 第 八 + 九 条 の二第 項 \mathcal{O} 換 地 計 画 に

係 る地 域 12 お け る 農 用 地 \mathcal{O} 集 寸 化 と相 ま 0 7 農用 地 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 集 積 を図 る 自的

第二十条の次に次 \mathcal{O} 条 を 加 える。

(農用 地 利 用 集積 計 画 \mathcal{O} 取 消 等)

第二十条の二 同 意 市 町 村 は、 第十 九 条の 規定による公告が あつた農用 地 利 用 集 積 計 画 の定め るところに

ょ ŋ 賃借 権 又 は 使 用 . 貸 借 に ょ る 権 利 \mathcal{O} 設 定 を受けた第 十 八 条第 項 《第六号 に 規 定 す る者 が そ \mathcal{O} 農 用 地 を

適 正 12 利 用 7 1 な 1 لح 認 \Diamond 5 れ る に ŧ カン か わ らず、 これ 5 \mathcal{O} 権 利 を 設 定 L た 者 が 賃 貸 借 又 は 使 用 貸 借

解除、 をし ないときは 農業委員会の決定を経て、 農用 地 利 用 集 積 計 画 のうちこれらの 権 利 \mathcal{O} 設 定 に 係

 \mathcal{O}

る部分を取り消さなければならない。

2 同 意 市 町 村 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定に、 よる取り 消 しをしたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 遅滞 な

く、その旨を公告しなければならない。

3 前項の規定による公告があつたときは、 第一項の賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

合理化法 人 を 農 地 保 有合理化 法 人及び農地 利用的 集積円 滑化団体」 に改める。

第四章の二を削る。

第二十三条第四

|項中

「農業生産法人」

を

「農業経営を営む法人」

に改め、

同条第十項中

「 及 び

農地保有

第四章中第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を削り、 第二十四条を第二十六条とし、第二十三条

の三を第二十五条とする。

第二十三条の二の 前 iの見. 出 しを削り、 同条第一項中 「農業生産法人」 を 「農業経営を営む法人」 に改め

同 条を第二十四条とし、 同 条の前 に見出 しとして「 (農用地 利用規程 の変更等)」を付する。

第四章の三を削る。

第三十四条第一 項中 「第四条第二項第四号に掲げる事業」 を 「研修等事業」 に改める。

第三十七条中 「及び農地 保 有合理 化 法人」 を 農地 保 有 合理 化 法 人及び 農 地 利 用 集積 円 滑 化 団 体 に

改め、 「なるよう、」 0 下 12 必必 要な情報 報交換を行うなどして」 を加 える。

第三十八条中 「第五 項」 を 「第四 項」 に改め、 $\overline{}$ 第二十七条の四、 第二十七条の五、 第二十七条の六

第一項、第二十七条の七第一 項及び第四 項、 第二十七条の八第一項、 第二十七条の十」 を削 る。

第三十九条を削る。

第四 + · 条 中 次の 各号の 7 ずれ か に 該当する」を 「第十三条の二第 五 項 \mathcal{O} 規 定 に 違 反 して同 項 べに規 定 す

る期 間 内 に農 用 地 を 譲 り 渡 L たし に 改 め、 同 条各号を削 り、 第六 章中 同 条を第三十 九条とする。

農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第三条 農業振 興 地 域 の整備 に 関す る法律 昭昭 和 匹 十四四 年法律第五十八号) の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第五条の三」に改める。

第三条 の二第二項 第 号中 一農 用 地 等 を 確 保 すべ き農 用 地 等 \mathcal{O} 面 積 \mathcal{O} 目 標 そ (T) 他 の農用 地 等」 に改

め、 同 項中 第三 号を第四号とし、 第一 一号を第三号とし、 第 号の 次 に 次 \mathcal{O} 号を 加 える。

都 道 府県にお ١ ر て確保すべき農用地等 \mathcal{O} 面 積の 目 標 \mathcal{O} 設定の基準 12 関す る 事 項

第三条の の二第三項 中 「意見を」 0 下 に 聴くとともに、 前項第二号に !掲げ! る事 項 へに係る る部 分に つい ては

都道 府 県 知 事 \mathcal{O} 意見 を を加 える。

第四 条第二項第一 号中 「農用 地 等 を 「確保すべき農用地等の 面積の 目標その他の農用地等」 に改める。

第二章中第五 条の次に次の二条を加 える。

確 保すべ き農用 地 等 \dot{O} 面 積 \mathcal{O} 目 . 標 0 達成 状 況に関する資料の 提 出 \mathcal{O} 要求等)

第五 条 *の* 二 農 林 水 産 大臣 は、 毎 年、 都道 府 県 に 対 Ļ 当該 都道 府 県 0 農業! 振 興 地 域 整 備 基 本 方 針 に定 8

第二百四 四十 五. 条の 兀 第 項 \hat{O} 規 定 に よる資料 \mathcal{O} 提出 の求 \emptyset を行うものとする。

る

確

保

すべ

き

農用

地

等

 \mathcal{O}

面

積

 \mathcal{O}

目

標

 \mathcal{O}

達

成

状

況

12

つい

て、

地

方

自

治

法

(昭

和二十二年

法

律

第六十七号

2 農林 水産大臣 は、 毎年、 前項 \bigcirc 規定により提出を受けた資料により把握 した目標の達成状況を公表す

るものとする。

(農用 地 等 \mathcal{O} 確 保 を図 るため \mathcal{O} 是 正 \mathcal{O} 要 求 の方式

第五 条 の 三 農 林 水 産 大臣 は 前 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 提 出 を受け た 資 料 12 ょ り 把 握 た目 標 \mathcal{O} 達 成 状 況

が 著しく不十分であると認める場合において、 次に掲げ る都道府県知 事 \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 処 理 が 農用 地 等 \mathcal{O} 確 保

に支障を生じさせていることが明 5 カン であるとして地 方自 治法第二百 匹 十五 条 \dot{O} 五. 第 項 0 規 定による

求 めを行うときは、 当該 都道 府 県 知 事 が 講ずべ き措 置 \mathcal{O} 内 容を示して行うものとする。

- 一 次条第一項の規定による指定に関する事務
- 二 第七条第一項の規定による変更又は解除に関する事務
- 三 第八条第四 項 (第十三条第四 頃に お 7 て準 用する場合を含む。 \mathcal{O} 規定による同 意に関する事務

四 第十三条第三項の規定による指示に関する事務

第十三条第

項

中

第

匹

号を第五号とし、

第三号を第四号とし、

第二号

O

次に次

 \mathcal{O}

号を加る

でえる。 でえる。

当該変更により、 農 用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地 の利

用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第十三条の五中「、第百十条」を削る。

第十五 条 の 二 一第 項 第 号 中 地地 方 公共 寸 体 が \mathcal{O} 下に 道路、 農業 用 用 排 水 施 過設そ 0) 他 \mathcal{O} 地 域 振 興

上 又 は 農業 振 興 上 \mathcal{O} 必 要性 が 高 1 لح 認 め 5 れ る施 設であ つて農林 水 産省令で定 め る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} 用 に 供 す る た 8

に を加え、 同 項第三号中 第五条第一 項又は第七十三条第一項」を 「又は第五条第 項」 に改め、 同

項 第三号の二中 「第四 [条第三 一項第一 号」 を 「第四 [条第四 項第 一号」 に改 め、 同 条 に 次の二項 を加 える。

7 玉 又 は 地 方 公共 寸 体 が 農 用 地 区 域 角 に お 1 7 開 発 行 為 (第 項 各号 \mathcal{O} 1 ず れ か に該当する行 1為を除 <

をしようとする場合にお いて は、 国又は 地方公共団体と都道府 県 知事との 協 議が 成立することをも

つて同項の許可があつたものとみなす。

8 第六 項 \mathcal{O} 規定は、 前 項 \mathcal{O} 協 議を成立させようとする場合について準 用する。

(農業協同組合法の一部改正)

第十七

条中

第

五

条第

項

及び

第七十三条第一

項

を

「及び

第

五.

条第

項

に

· 改

らめる。

第四条 農業協 同 組 合法 (昭 和二十二年法律第百三十二号) の一部を次のように改正する。

第十条第 項第一号中 「第五項」 を 「第九項」 に改め、 同条第三項第一 号中 「第十一条の三十一第 一項

第二号」を 「第十一 条 の三十 一第一 項第一号及び第三号」 に 改める。

第十一条の三十 第 項中 効率 的 か 0 安定的 な農業経 営を育成するため」 を 削 り、 同 項 第 二号中

前号」 を 「前二号」 に、 「 と 認 \emptyset 5 れ る を 「場合として 農 林 水 産 省 令で定める」 に改め、 同 |号を同 項 第

同項第一号中 「農地保有合理化法人 を 「効率的 かつ安定的な農業経営を育成するため、 農

定す 地 利 る農 用 集 積 地 円滑 利 用 集積 化団 円 体 滑 化 に、 寸 体 「第四 に 改 1条第 め 二項 以 に規定する農地 下 同 じ を 削 保有合理 り、 同 化法 項 第 人 兀 号 を を 「第十 同 法第四 -一 条 の 条第 十二に規

第一 号ハ」 に改め、 同号を同項第二号とし、 同号 0 前に次の一号を加える。

当該 組 合の地区内にある農地又は採草放牧 地 のうち、 当該農地又は採草放牧地の保有及び利用 の現

況及び将 来 の見通しからみて、 当該農地 又は 採草放牧 地 \mathcal{O} 農業上の 利 用 0 増 進 を図るため に は 組 合が

自 5 農 業 0 経営 を行うことが 相当と認 8 6 れ るも \mathcal{O} に つ *()* て農業 \mathcal{O} 経営を行う場合

第十 条の三十一 第三項· 中 又 は 総会員」 及び 「又は 同 条第 項 第二号若しくは 第三号の 規 定に ょ る会

員」を削り、 「第五項」を「以下この条」 に改め、 「同じ。)」 の下に「又は総会員 (第十二条第二項第

第九項において同じ。)」

を加え、

同条第五項中

「前二項」

を

第三項又は第四 [項] に改め、 同条第四 項 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 几 項 を加える。

一号又は第三号の規定による会員を除く。

組 合員 (第十二条第 項 第二号 か 5 第 几 号 ま で 0 規 定 に ょ る組 合員を除 第 七 項 及び第 八 項 に お 7

て 同 ľ \mathcal{O} 総数 が 農林 水 産 省令 で 定め る数 を超 える農業協同 組 合に あって、 は 前二 項 \mathcal{O} 規定に か かわ

らず、これらの規定による同意を要しない。

前 項 に規定する農業協 同 組 合 が 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に より第三項 又は第四 項 \mathcal{O} 規定に、 、よる同 意を得な 1 ・で農業

 \mathcal{O} 経営を行う場合に は 当該 農 業 協 同 組 合 \mathcal{O} 総会に総 組 合員 \mathcal{O} 半 数以 上 が 出 席 Ļ そ \mathcal{O} 議 決 権 の三分の

二以上の多数による議決を経なければならない。

第 五. 項に規定する農業協同 組 合 が . 前項 の規定により議決をした場合には、 当該議決をした日から二週

間 以内 に、 当 該 議 決 の内容を公告し、 又は 組 合員に通 知 し なけ ればならない

第

五.

項

に

規

定する農業

協

同組

合

 \mathcal{O}

総組

合員

0)

六分

 \mathcal{O}

一以

上

の

組

合員

が

前

項

0)

規

定に、

よる公告又は

通知

 \mathcal{O} 日 か <u>ら</u> 週 間 以 内 に当 該 `農業: 協 同 組 合 に 対 L 書 面 を ŧ つ 7 農 業 \mathcal{O} 経 営に 反 対 \mathcal{O} 意思 \mathcal{O} 通 知 を 行 0 た

きは、 第五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により第三項又は第四 項 \mathcal{O} 規定による同 意を得ない で農業の経営を行うことはでき

ない。

第七十二条の十第 項第三号中 「前号に掲げる者を除く」 を 「同法第八条第一 項に規定する農地保有合

理化法人をいう」に改める。

附則

(施行期日)

第 条 この 法 律 は、 公布 \mathcal{O} 日 か ;ら起算; して六月 を超 え な V 範 井 内 に お ** \ て政 令で定め る 日 か 5 施 行する。

ただし、 次 \mathcal{O} 各 号に 掲 げ る 規 定 は、 当 該 各号に定 め る 日 か 5 施行す る。

一 附則第四十三条の規定 公布の日

附則第四 1 十条 \mathcal{O} 規定 行 政 不服: 派審査法 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二十一年法

律第 号) 0 公 布 \mathcal{O} 日 又はこの 法律 0) 施 行 \mathcal{O} 日 (以 下 「施行日」 という。) \mathcal{O} **,** \ ず ĥ か 遅 1 日

権 利 移 動 及び 転 用 \mathcal{O} 制 限 に 関 す る経 過 措 置

第二条 第 条 \mathcal{O} 規定 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 農 地 法 以 下 旧 農 地 法 とい 、 う。) 第三条 第 項 \mathcal{O} 規 定 又 は \mathcal{O} 規

定に基づく命令の規定によってした処分、 手続そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行為は、 第 一条 \mathcal{O} 規定による改 正 後 \mathcal{O} 農 地 法 以

下 「新農地 法 という。 第三条第 項の 規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によって L たも のと

みなす。

2 0 法 律 \mathcal{O} 施 行前 にされ た 旧 農 地 法 第三条第 項 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 申 . 請 であって、 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 許 可又

は 不 許 可 \mathcal{O} 処 分 が さ れ 7 1 な 1 Ł \mathcal{O} に 0 1 7 \mathcal{O} 許 可 又 は 不 許 可 \mathcal{O} 処 分に つ V て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

3 新 農地法第三条の三 第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 んは、 この 法律 \mathcal{O} 施行 後に農地 又は採草放牧 地 に 0 7 7 新 農 地 法 第

第 項 本 文に 掲 げ る 権 利 を 取 得 L た者 に 0 7 て 谪 用 でする。

4 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 玉 又 は 都 道 府 県 が 農 地 を 農 地 以 外 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} す んる行う 治為に 着 手 ているときは、 当

該 行 為 に つ 7 7 は、 新農地 法 第四 条第 項本 文及び 第五 項 \mathcal{O} 規 定 は 適 用 L ない

5 0) 法 律 \mathcal{O} 施 行前 に 旧 農 地法第七 条第 項第四 号の指定を受けた 小 作 地 (旧農地 法第二条第二項に規定

する小 作 地 を 1 う。 以 下 同じ。 につ 7 7 \mathcal{O} 農地 \mathcal{O} 転 用 \mathcal{O} 制 限 に つい て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。

(小作地等の買収に関する経過措置)

第三条 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に さ れ た 旧 農 地 法 第 八条第 項 \mathcal{O} 規定によ る公示に 係 る 小 作 地 \mathcal{O} そ \mathcal{O} 公示 に 係 る

買収については、なお従前の例による。

2 0 法 律 0 施 行前 にされ た 旧 農 地 法 第十四条第二項 (旧農地法第十五条第二項、 第十一 五条の三 一第 項及

び 第十六 条第二 項に お 7 7 準 甪 す る場合を含む。) 又は第十 五 条第二項に お いて 準 用す る 旧 農 地 法 第 +

条第 項 又 は 第 二項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 買 収 令書 \mathcal{O} 交付 文は そ 0) 交付 に 代 わ る 公公 示 に · 係 る 土 地 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 木、 工 作 物 又

は 水 \mathcal{O} 使 用 に 関 す á 権 利 \mathcal{O} そ \mathcal{O} 買 収 令 書の 交付 又はその \mathcal{O} 交付 に代 わ る 公示 に 係 る 買 収 に つ 7 7 は な お 従

前の例による。

3 この 法 律 の施 行前 にされ た 旧 農 地 法第十一 五条の三第三項 0 規定による公示に係る農地 又は 採草放牧 地 \mathcal{O}

そ \mathcal{O} 公示 に 係 る 買 収 12 つい 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

4 0 法 律 \mathcal{O} 施 行前にされた旧農地 法第十六条第一 項の 規定による申出に係る農地又は採草放牧地のその

申出に係る買収については、なお従前の例による。

(利用関係の調整に関する経過措置)

第四 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 定め 6 れ 又は変更され た 旧農地 法第二条第九項に規定する小作料 に つい ては

旧 地 法第二十二 条 \mathcal{O} 規 定 は、 な お そ 0 効 力を有 す Ź。

2 (T) 法 律 \mathcal{O} 施 行前 に旧 農地法第二十六条第 一項 (旧農地法第三十一条にお いて準用する場合を含む。 以

下同じ。 \mathcal{O} 承 認の申請が あった場合における同項に規定する利用権 の設定については、 なお従前 の例 に

よる。

3 この 法 律 \mathcal{O} 施 行前 12 旧 農 地 法第二十六条第 項 \mathcal{O} 承認を受けてする協 議 が 調 ったこと 旧 農 地 法 第三十

条第二 項 间 農 地 法 第三十一 条に、 お 7 て準 用する場合を含む。 \mathcal{O} 規定に ょ り 協 議 が 調 0 た ŧ \mathcal{O} とみ

れる場合を含む。 により設定された旧農地法第二十六条第一項に規定する利 用 権 (前項 0 規定によりな

お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ めこの 法 律 \mathcal{O} 施 行 後に 設定され た 利 用 権を含む。) に つ **\ ては、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

4 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 締 結
さ れ た 旧 農 地 法 第三十二条 に規定する契約 に 係 る 利 用 権 \mathcal{O} 保 護 に 0 7 て は、 な

お従前の例による。

(農地等の売渡しに関する経過措置)

第五条 ک \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農 地 法第三十七 条の 規定により買受申込書 \mathcal{O} 提 出 が あ 0 た場合に お け る農地

又 は 採草 放 牧 地 及 び 当 該 農 地 又は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 附 帯 施 設 旧 農地 法第三十六条第 項 に規 定 す る附 帯 施 設

を 1 う。 以 下 同 ľ, \mathcal{O} 売 渡 L に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

(未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置)

第六条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農地 法 第五 十四条第二項の規定により設定されたものとみなされた地役権 12

ついては、なお従前の例による。

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農 地 法第 六 + 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 売 り 渡され た 土 地、 立木、 工 作 物 又 は 権 利 (以 下

土 地 等」 という。 \mathcal{O} 対 価 \mathcal{O} 支 払 が 終了 L 7 1 な 7 場 合 0 当 該 対 価 \mathcal{O} 支 払 及び 徴 収 に 0 () て は な お 従

前の例による。

3 (T) 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 12 旧 農 地 法 第 六 + 条 \mathcal{O} 規 定 に より 売 り 渡 合れ た 土 地 等 \mathcal{O} 検 査 及び 買 戻 L に つい

旧 地 法 第 七 + 条 及び 第七 十二 条 \mathcal{O} 規 定 並 び に 同 条 第 兀 項 12 お 1 7 潍 用 す る 旧 農 地 法 第 五. + 条 第 7 は 項

及び 第三項、 第五 十 条第二 一項及び 第三項 並 び に 第五 十二条 から 第 五. + 五 一条まで \mathcal{O} 規 定 並 び に 附 則 第二十

几 条 \mathcal{O} 規定による改 正 前 0) 土 地 改良法 (昭 和 <u>一</u> 十 应 年 法律 第百九 十 -五号) 第百十条第三 項 (同 法 第 百 +

条、 第三 条 \mathcal{O} 規定によ る改 正 前 \mathcal{O} 農業 振 興 地 域 \mathcal{O} 整 備 に 関 ず る法 律 (以 下 旧 農振 法 とい う。 第十三

条 \mathcal{O} 五. 附 則 第 <u>一</u> 十 九 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 前 \mathcal{O} 農 住 組 合 法 昭 和 五 + 五. 年 法 律 . 第 八 十六号) 第十 附

則 + 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る改 正 前 \mathcal{O} 集 落 地 域 整 備 法 昭昭 和 六 十二年 法 律 第六 十三号) 第十二条 及 び 附 則 第

0 規 定は、 なお その 効 力を有す

十

· 条

O

規

定

に

よる改

正

前

 \mathcal{O}

市

民

農

袁

整

備

促

進

法

伞

-成二年

法律第四十

-四号)

第六条にお

1

て準

甪

するに

場合

4 0) 法 律 \mathcal{O} 施 行前 に 旧 農 地 法第 六 + 条 \mathcal{O} 規 定 により売 り渡され た土 地 等 \mathcal{O} 処 分 0 制 限 及び 当 該 制 限 に

0 1 7 \mathcal{O} 違 反 に 対 す る 処 分 に 0 1 7 は な な 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

5 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農 地 法 第 六 + 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 売 n 渡 Z れ た 土 地 で あ 0 7 農 地 又 は 採 草 放 牧 地 で

あ るも のに つ **,** \ て は 旧 農 地 法第六十七 条第 項第六号 う の 時 期到来的 後三年を経過するま で は 新 農 地 法 第

二条、第三条の三及び第五条の規定は、適用しない。

6 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 12 旧 農 地 法第六十 条各号に該当し 7 1 る 土 地 等 (第三 項 \mathcal{O} 規 定 に より な お その

効力を有することとされ る旧 上農地: 法第七十二条の 規定によりこの 法律 \mathcal{O} 施 行 後 に買収 た土地等を含む。

)の譲与については、なお従前の例による。

7 旧 農 地 法第七十五条 に規定す る開 墾 その 他 開 発 \mathcal{O} ためにする行為につい ての 他 の法令の 制限 又は禁止

 \mathcal{O}

規 定 \mathcal{O} 適 用 除 外 たについ 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

(草地利用権に関する経過措置)

第七条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 提地: 法第七 十五条の二第一 項又は第七十五 条の七第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 承 認 0) 申 請 が あ つ

た場 一合に、 お け る旧 農地法第七 十五条の二第一 項に規定する草地 利用権 (以 下 「草地 利 用 権 とい . う。 \mathcal{O}

設定 文 は 存 続 期 間 \mathcal{O} 更新等について は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。

2 0 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農 地 法 第 七 十五 条 の二第 項 又 は 第 七 十 五. 条 \bigcirc 七 第 項 \mathcal{O} 承 認 を受けてする協 議

が 調 0 た 旧 地 法 第七 十 五 条 \mathcal{O} 六第二 項 旧 農 地 法 第七 +五. 条 \mathcal{O} 七 第 項 12 お 1 7 潍 用 す んる場 合 を

含む。 の規定により協 議 が 調 0 たものとみなされる場合を含む。 により設定された草地 利 用 権 (前 項

 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 よりこの 法 律 \mathcal{O} 施 行 後に設定され、 又は その 存続 期 間 が 更新され た草 地 利 用

権 を含 む。 に 0 ١ ر 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

) 買 収 た土 地 等の 管 理 及 び 売 払 1 に 関 す Ź 経 過 (措置)

第八条 0 法 律 \mathcal{O} 施 行 0) 際 現 に 旧 農地 法 第七 十八 、条第一 項 の規定により農林水産大臣が管 理 7 る土 地

等 **附** 則 第三条 \mathcal{O} 規定 に より なお 従 前 \mathcal{O} 例に より ر ح 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 に買 収 L た土 地 等及び 附 則 第六 条第三

項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り な お そ \mathcal{O} 効 力 を有することとされ る 旧 農 地 法 第七十二条 \mathcal{O} 規 定 に ょ らりこの 法 律 \mathcal{O} 施 行 後

買 収 L た 土 地 等 を含む。 \mathcal{O} 管 理 に 0 V 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

2 前 項 \mathcal{O} 規定 12 より な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ り管理する土 地等 に つ () て は 附 崱 第 五 条 の規定により な お 従 前 \mathcal{O}

例 に ょ り 売 り 渡す場 合又は 第四 項 \mathcal{O} 規定に よりなおその効力を有するものとされ . る 旧 地 法第 八 +条 \mathcal{O} 規

定 に ょ いり売り 払 ζ, 若しくこ 、はそ \mathcal{O} 所管 換若 しく は 近所属替: をす る場合 を除り き、 新農地 法第四 一十六条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O}

例により売り払うものとする。

3 前 項 \mathcal{O} 場 合 12 お 1 て、 売 ŋ 払 うべ き農 地 又 は 採 草 放 牧 地 が 旧 地 法 第三 一十六条 第 項 第 号 12 規 定 する

土 地 で あ ŋ, 農 林 水 産省令で定めるところにより、 同号に掲げ る者がその買受けを希望 したときは 農林

水 産 大臣 は、 当 該 地 又 は 採 草放 牧 地 及び 当 該 農 地 又は 採 草 放 牧 地 \mathcal{O} 附 帯 施 設 を、 その 者 に 売 ŋ 払 わ な け

ればならない。

4 第 項 \mathcal{O} 規定 によりなお 従前 \mathcal{O} 例 に より 管 理す る土地等 \dot{O} 売払 1 並 び に 所管換及 び所属替並 び に 公共 用

又は 公用 0 転 用に 0 1 て は 旧農地 法 第 八 十条 \mathcal{O} 規定及び附則第二十 · 条 の 規定に より 廃 止 さ れ た 玉 有

地 等 \mathcal{O} 売 払 V に 関す る 特別 措 置 法 昭 和四 十六年 法 1律第五· 十号) 0) 規定 (これら \mathcal{O} 規定に対 、基づく・ 命 令 \mathcal{O} 規

定 を含む。 は な お そ $\overline{\mathcal{O}}$ 効 力 を 有 す $\dot{\tilde{c}}_{\circ}$ この 場 合に お 1 て、 旧 農 地 法 第 八 + 条 第 項 中 「 第 七 + 八 第

項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り لح あ る \mathcal{O} は 「農 地 法 等 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 法 律 平 成二 + 年 法 律 第 号) 附

八条: 第 項 0) 規 定に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 により」と、 自 作 農 \mathcal{O} 創 設 又 は 土 地 لح あ るの は 土 地 と 同

項 中 -t \bigcirc とあ る 0 は t \mathcal{O} (農地法等 0 部 を改正する法 律 附則第三条第 項又は 第二 項 \mathcal{O} 規

定に ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 によることとされる場 合に お け る同 法 第一 条 \mathcal{O} 規 定による改 Ī 前 の第九 条又は

四条の規定により買収したものを含む。)」とする。

5 第二 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ ŋ 新 農 地 法 第 兀 + 六 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 に よることとさ ñ る土 地 等 \mathcal{O} 売 払 1 又 は 前 項 \mathcal{O} 規 定

に ょ な お そ O効力を有することとされる旧農地 法第 八 + · 条 の 規定による土地等 \mathcal{O} 売払 1 に ょ て 地 又

則

第

は採 草放 牧 地 \mathcal{O} 所 有 権 が 移 転 にされ る場合は 新 農 地 法第三条及び 第三条 の三の 規 定 は、 適 用 L な \ <u>`</u>

(不服申立てに関する経過措置)

第九条 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に . さ れた旧 農 地 法 の規定による処分又はこの 附 則の 規定に より な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

0) 法 律 \mathcal{O} 施 行後にされ た処分に係る行政不服 派審査法 昭昭 和三十七年法律第百六十号) による不服 申 立

てについては、なお従前の例による。

対 価 等 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 増 減 \mathcal{O} 訴 え 12 関 す る経 過 措 置

第十 条 旧 農 地 法 第 八 + 五. 条 の 三 第 項 〈各号に日 掲 げ Ź 対 価 借賃又 へは補 償 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 増 減 \mathcal{O} 訴 えに 0 V て は

なお従前の例による。

農業経営基盤強化促進基本方針等に関する経過措置)

第十一 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前に第二条 \mathcal{O} 規定に よる改正 前 \mathcal{O} 農 業経営基盤 強 化促 進 法 (以 下 旧 基 盤 強 化 法

という。) 第五 条 \mathcal{O} 規 定 12 より 定 8 5 れ 又は 変更され た農業 経 営 基 盤 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} 促進 に 関 す る 基 本 方 針

は 施 行 日 か 5 起算 L て三月を経 過 す る日 **(**そ \mathcal{O} 日 ま で に 第二条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 農 業 経 営 基 盤 強 化

促進 法 (以 下 「新基盤強化法」 という。 第五条 \mathcal{O} 規定により定められ、 又は変更されたときは、 そ \mathcal{O} 定

8 5 ń 又 は 変更され た 日) まで \mathcal{O} 間 は、 新基 盤 強 化 法 第 五 条 \mathcal{O} 規 定 にこ ょ らり定す め 5 れ、 又は 変更され た農

業 経 営 基 盤 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 す Ź 基 本 方針. とみ んなす。

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に され た 旧 基 盤 強 化 法 第六条第六項 \mathcal{O} 同 意に係る農業経営基 盤 \mathcal{O} 強 化 0 促 進 に 関 する

基 本 的 な構 想 (以 下 旧 基 本 構 想 という。 は 施行 日 か ら、 新基 盤 強化 |法第| 五 条の 規定に ょ ŋ 農 業 経

営基 盤 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} 促進 に 関す うる基本・ 方 針 が定めら えれ、 又は変更された日 か 5 起算し て三月を経 過 でする日 (そ

 \mathcal{O} 日 ま で に 新 基 盤 強 化 法 第 六 条 \mathcal{O} 規 定 に より 農業 経 営 基 盤 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る基 本 的 な 構 想 が 定 \Diamond 6 れ

又 は 変更さ れ たとき は そ \mathcal{O} 定 \Diamond 5 れ、 又 は 変 で更さ れ た 日) ま で \mathcal{O} 間 は、 新 基 盤 強 化 法 第 六条 (第六) 項 \mathcal{O}

同 意 に係る農業経営基 盤 0) 強 化 \mathcal{O} 促 進に関す る基 本的, な構 想 (以 下 「新基本構 想 という。 とみなす。

農地保有合理化事業に関する経過措置)

第十二条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 旧 農 地 売 買等 事 業 旧 基 盤強化法第四 条第二項 第 号に 規定する農 地 売

買等 事 業 を 7 う。 以 下 同 ľ 又 は 同 項 第 兀 号 に 掲 げ る 事 業 を行 0 7 1 る 旧 市 町 村 農 地 保 有 合 理 化 法 人

旧 基 盤 強 化 法 第七 条 第 項 \mathcal{O} 承 認 を受け た 法 人 。 旧 基 盤 強 化 法 第六章 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り 旧 基 本 構 想 に 定

8 5 れた者に限る。 をいう。 以下同じ。) が行うこれらの 事 業 の実施 に について は、 施行 日 か 5 新 基 本

規定す 下 構 \mathcal{O} そ 同 規 想 定 ľ. \mathcal{O} が る農 定 12 日 ょ 8 ま 地 に 5 Ŋ で 関 利 新 に れ 農地 する事 . 当 用 集 該 又 積 売 は 旧 買等 円 項 新 市 滑 が 基 町 事 定 村 本 化 構 業 農 事 8 想とみ 5 業 地 (新 規 保 れ 程 た 基 有 なされ 盤 を 合 地 強 1 理 う。 利 化 化 た 用 法 法 第 以下 集 旧 人 積 四 基 市 [条第 本 同 円 ľ. 滑 構 町 化 村 想 事 項 が を 第 業 除 変更され \mathcal{O} 規 承 号に 認 程 を受け (新 規定 た が 日 基 新 する農 たとき、 盤 基 カン 強 盤 5 起 化 強 法 地 算 化 又は 第十 売買 法 L て三月 第 そ 等 + \mathcal{O} 条 事 業 を 日 条 \mathcal{O} 経 ま 九 を \mathcal{O} で 第 1 過 九 う。 に す 第 当 項 る 該 E 以 項 B

け 地 た 売 日 買 等 又 は 事 そ 業 \mathcal{O} に 定め 関 す た る 日 事 項 ま をそ で \mathcal{O} \mathcal{O} 間 内 は 容 に な 含 む お 農 従 地 前 \mathcal{O} 利 例 用 に 集 ょ 積 る 円 滑 化 事 業 規 程 を定 8) たとき は そ \mathcal{O} 承 認 を 受

旧

市

町

村

農

地

保

有

合

理

化

法

人

市

町

村

に

限

る。

が

新

基

盤

強

化

法

第

十

条

 \mathcal{O}

+

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

1)

新

農

2 資 項 E 第二 旧 係 市 号 町 る 及び 同 村 農 項 第 第二号 地 三号 保 有 の二に 合 12 掲 理 げ 化 撂 法 る げ 人がこ 事 業 る 事 \mathcal{O} 実 業 0 法 施 並 び 律 に 12 0 \mathcal{O} 1 旧 施 7 市 行 は 町 前 村 に な 農 引受け 地 お 保 従 を行 有合品 前 \mathcal{O} 理 例 0 た信 化 に 法 ょ る 託 人 が に · 係 この る 法 旧 基 律 盤 \mathcal{O} 施 強 化 行 法 前 第四 に 行 条 0 た 出

基 盤 前 強 化 項 法 \mathcal{O} 第 規 匝 定 [条第] に ょ ŋ 項 な 第二号及び お 従 前 \mathcal{O} 例 第二号 12 ょ り の二に 旧 市 町 掲 村 げげ 農 る 地 事 保 業 有 に 合 0 理 1 化 7 法 0) 人 農 が 地 行 法 う に 旧 ょ 農 る農 地 売 地 買 等 又 は 事 採 業 草 並 放 び 牧 に 地 旧

3

 \mathcal{O} 権 利 移 動 \mathcal{O} 制 限 に 0 ١ ر て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に による。

4 有合理化法人 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 (市町 行 前 村 に 及び農業協 旧 基 盤 強 化 同 法 第 組合を除く。) 匹 条 第 二項 第三号に掲 は、 その出資に伴い げ る事 業に 付 係る出資を行 与される持分又は 0 た 旧 株式 市 町 を保有 村 農 地 保

て ٧Ì る間、 新農地法第二条第三項の規定の適用について は、 同項第二号へに掲げる農地保有合理化法人と

みなす。

旧

市

町

村

農

地

有合

理

化法

人

(農

業

協

同

合を除く。

は、

その

出

資に

伴

1

付与さ

れ

る持

,分を保

有

7

1

5 この 法 律 \mathcal{O} 施 行前 に農事 組 合法 人に 旧 基 盤 強 化 法第四 条第二項第三号に掲 げる事 業に係る る出 資 を行 0 た

る間 第四 条 0 保 規定に よる改 近後 の農業協 組 同 1組合法 (以 下 「新農協法」という。) 第七十二条の十第一項

 \mathcal{O} 規定 の適 用 に っいい て は、 同項第三号に掲げる農地保 有合理化法人とみなす。

(遊 休 農 地 の農 業上 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 増 進 に 関 する措置に 関する経 過 措置)

第十三条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に され た 旧 基 盤 強 化 法 第二十 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る指 導に 係 る同 条第 項及

び 旧 基 盤 強 化 法 第二十 七 条 の二か 5 第二十七 条 \mathcal{O} 五. ま で \mathcal{O} 規定によ る 要請、 勧告、 調停、 裁定 \mathcal{O} 申 請 そ \mathcal{O}

他 (T) 行 為については、 なお 従前 \mathcal{O} 例による。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされ · る調 停 にこ 係 る 調 停 案 \mathcal{O} 受諾 に 伴 う旧 基 盤 強 化 法 第 兀 条

第三 項 第 号 \mathcal{O} 権 利 \mathcal{O} 設 定 又 は 移 転 に 0 7 て \mathcal{O} 農 地 法 に ょ る 農 地 \mathcal{O} 権 利 移 動 \mathcal{O} 制 限 に 0 1 7 は、 な お 従 前

 \mathcal{O} 例 に ょ る。

3 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行前 に 旧 基 盤強化法第二十七条の 五 の申請が が あ 0 た場合 第一 項の規定により なお 従 前 \mathcal{O}

例 に ょ りこの 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 E . 当 該 申 請 が あ 0 た場 合を含む。 にお け Ś 同 条 12 規定する特定 利 用 権 (以 下

特 定 利 用 権 とい . う。 \mathcal{O} 設 定 12 0 7 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

4 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 設 定 さ れ た 特 定 利 用 権 (前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ りこ \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 後

設定され れ たも のを含む。 に 0 V) て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

5 \mathcal{O} 制 前 項 限 並 \mathcal{O} 規 び に賃 定に 貸借 よりな \mathcal{O} お 更新 . 従 前 及 Ű \mathcal{O} 解 例 約 によることとされ 等 \mathcal{O} 制 限 に 0 V) ,る特. 7 は、 定 利 な 用権 お 従 前 に 0 \mathcal{O} 例 7 12 ての農地 る。 法による農地 0) 権 利 移

ょ

6 0 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に L た 旧 基 盤 強 化 法 第 二 十 七 条 0) + --一第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る命 令 に 係 る 市 町 村長 に よる

支障 \mathcal{O} 除 去 等 \mathcal{O} 措 置 及 75 当 該 措 置 に 係 る費 用 \mathcal{O} 徴 収 に 0 V て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に 、よる。

特 定法 人貸付 事業 に関す る経過 措 置

E

動

第 + 匝 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 行 わ れ 7 1 る 旧 基 盤 強 化 法 第四 条 第四 項 へに規・ 定 する特 定 法 人貸 付 事 業

以 下 特 定 法 人 貸 分 事 業 とい う。 \mathcal{O} 実 施 に 0 V 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に より な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされる特定法 人貸付 事 業に 0 1 7 \mathcal{O} 農地法による賃貸借 \mathcal{O}

解 約 等 \mathcal{O} 制 限 に つい て は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。

農 用 地 等 0 確 保等 に 関す る基本指 針 等に関 する 経過措 置

第 + 五 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農 振 法 第三 条 の二又は 第三条 の三の 規 定に い定め ί, 又は

ょ

5

変更され

た

農用 地 等 \mathcal{O} 確 保 等に 関 す Ź 基 本 指 針 は 施 行 日 か 5 起 算 L て 六 月 を 経 過す Ź 日 (そ \mathcal{O} 日 ま で に 第三 条 \mathcal{O} 規

定に よる改正 後 の農業 振 興 地 域 \mathcal{O} 整 備 に 関す る法律 (以 下 「新農振法」 という。) 第三条 の二又は第三条

 $\overline{\mathcal{O}}$ 規定に ょ り定められ、 又は変更されたときは、 その定められ、 又は変更された日) まで 0 間 は、 新

農振 法 第三条の二又は第三条 の三の 規定により定めら れ、 又は変更された農用 地 等 \mathcal{O} 確 保等 に 関 す る基 本

指 針 とみなす。

2 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農 振 法 第 兀 条 又 は 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 定 8 5 れ、 又 は 変更され た農業 振 興 地 域 整

備 基 本 方針 は 施行 日 か 5 新農振 法第三条の二又は第三条の三の規定により農用 地 等 \mathcal{O} 確 保 等 に 関 する

基 本 指 針 が 定 8 5 れ、 又は 変更され た 日 か 5 起 算 して六月を経 過 す る日 (その 日 ま でに 新 農振 法 第四 条 又

は 第 五 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ 1) 農業 振 興 地 域 整 備 基 本 方 針 が 定 8 5 れ 又 は 変更され たときは、 そ \mathcal{O} 定 8 5 又

は 変 グ更され、 , た 日) まで \mathcal{O} 間 は 新 農振 法 第 匹 条 又 は 第五 条 \mathcal{O} 規 定に、 より定めら れ 又は変更さ れ た農業 振

興地域整備基本方針とみなす。

3 新 農 振 法 第 五. 条 の 二 \mathcal{O} 規 定 は 新 農振 法 第四 条又は第 五 条 \mathcal{O} 規定 により 農業振 興 地 域整備 基 本 方針 が 定

8 5 れ 又 は 変) 更され た 日 \mathcal{O} 属 す る 年 \mathcal{O} 컢 年 以 後 \mathcal{O} 年 に 係 る 達 成 状 況 に 0 7 て適 用 する。

国 又 は 地 方 公 共 団 体 \mathcal{O} 行 う 開 発 行 為 に 関 す る 経 過 措 置

第十六条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 玉 又 は 地 方 公共 寸 体 が 着 手 L 7 1 る開 発 行為 (新農振法第十 五条の二第

項 に規定す うる開 発 行 治をい う。 に つい 7 は 同 項本: 文及び 同 6条第七 項の 規定 は 適 用 しな

農 産業協! 同 組 合 等 \mathcal{O} 農 業 \mathcal{O} 経営に 関 す る経 過 措 置

第 + 七 条 ک \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 12 農業 \mathcal{O} 経 営 (第 匝 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 農 業 協 同 組 合 法 (以 下 旧 農

協 法 とい う。 第 + 条 の三十 第 項 第 号 に 掲 げ る 場 合に 行 わ れ る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 を 行 0 7 1 る

業協 同 組 合 は 附則第· 十二条第一 項の 規定に より な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ り 旧 基 盤 強 化法 第四 条第二 一項第四 一号に

掲げ る事業を実施 L て 1 る 間 は、 なお 従 前 の例 に より当 該 農業の 経営及びこれ に附 |帯す る事業を行うこと

ができる。

2 前 項 \hat{O} 規定によりなお従前の例により農業の経営を行う農業協同組合が、 新基盤強化法第四条第三項第

号 ハに掲げる事業に関する事項が定められ た農地利用集積円滑化事業規程 の承認を受けたときは 当 該

農業 協 同 組 合 が行って 7 る農業の経営は、 新農協法第十一条の三十一第一 項第二号に掲げる場合に行う同

条 第三 項 又 は 第四 項 \mathcal{O} 規 定に . よる] 同 意を得 た農業 \mathcal{O} 経営とみなす。

3 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 行 わ れ 7 1 る農 業 \mathcal{O} 経 営 (旧 農協 法第十 一条の三十一 第 項第二号 に 掲 げ る場

合に行 わ れ るものに限る。)は、 新農協法第十一条の三十一第一項第三号に掲げる場合に行う同条第三項

又は第四項の規定による同意を得た農業の経営とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行前 に した行 為及びこの 附 則 \mathcal{O} 規 定 にこ ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされる場合に

お け るこの 法 律 \mathcal{O} 施 行 後に した行為に対す んる罰 則 \mathcal{O} 適 用 に つ 1 ては、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 による。

(検討)

第 +九 条 政 府 は この 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 五 年 -を目: 途として、 新 農 地 法 及 び 新 農 振 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況等 を勘案

玉 لح 地 方 公 共 寸 体 لح \mathcal{O} 適 切 な 役 割 分 担 \mathcal{O} 下 に 農 地 \mathcal{O} 確 保 を 図 る 観 点 カ ら、 新 農 地 法 第 兀 条 第 項 及 V 第 五

条第 項 \mathcal{O} 許 可 に 関 す る事 務 \mathcal{O} 実 施 主 体 \mathcal{O} 在 り 方、 農 地 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 施 策 \mathcal{O} 在 り 方等に 0 1 7 検 討 を 加

え、 必 要が あ ると認 めるときは そ \mathcal{O} 結果に基づ 1 て必要な措置を 講ず るものとする。

2 政 府 は 前 項 に規定する ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 五 年 を目途として、 新 農 地 法 新 基 盤 強 化 法

新 農 振 法 及 T 新 農 協 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況 を 勘 案 必 要 が あ ると 認め るときは、 これ 5 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規 定 にに つ 7

検 討 を 加 え、 そ \mathcal{O} 結 果 に 基 づ 1 7 必 要 な 措 置 を 講ずる ŧ 0

国 有 農 地 等 \mathcal{O} 売 払 1 に 関 す る特 別 措 置 法 \mathcal{O} 廃 止

第二十 · 条 国有 農 地 等 \mathcal{O} 売 払 11 に関い する 特 別 措 置 法 は、 廃 止 する。

国 有 農 地 等 \mathcal{O} 売払 1 に 関 す る特 別 措 置 法 \mathcal{O} 廃 止 元に伴 う経 過 措 置

第二十 条 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 農 地 法 第 八 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 売 ŋ 払 わ れ た 土 地 等 に 0 7 て 前

条 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 廃 止 さ n た 玉 有 農 地 等 \mathcal{O} 売 払 1 に 関 す る 特 別 措 置 法 \mathcal{O} 規 定 同 法 \mathcal{O} 規 党定に立 基づく命 令 \mathcal{O} 規

定を含む。)は、なおその効力を有する。

地 方自 治 法 0) 部改 Ē

地 方 7自治 法 (昭 和二十二年法律第六十七号) 0) 部を次 0 ように改 正する。

第二百二条の二第四 項中 $\overline{}$ 自作農の 創設及び 維持」 を削 る。

別 第九十一 表第一農地法 条の三第二項各号」 (昭和二十七年法律第二百二十九号) を 「第六十三条第二項各号」に改め、 の項中 (第七十八条第二項を除く。) 同項第一 号中 「及び 第三項」 を削 を り

第三項 (同 条第六項 E お ** \ · て準 甪 する場合を含む。 及び 第五 項」 に 改 め、 同 項 第二号中 $\overline{\mathcal{O}}$ 規 定 及 び

同 [条第] 三項」 を 「及び第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 並 びに同条第三項及び第五項」 に改 め、 同 項第三号及び第四 1号を次

ように改める

第三十条第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条、 第三十三条第一項、 第三十四条及び第

三十五 条第 一項の 規定により 市 町村が 処理することとされてい る事 務

兀 第四 + 匹 条 \mathcal{O} 規 定に ょ り 市 町 村 が 処 理することとされてい る 事 務

別 表 第 農 地 法 (昭 和二十 七 年 法 律第二百二十九号) の項第 五号中 「第八十二条第 項 を 「第四 十九

条第一 項」に、 「第八十三条」 を「第五十条」に改め、 同項第六号中 「第八十三条の二」 を 「第五十 一条

」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第五 十 二 条の 規 定に より 市 町 村 が 処理することとされてい る事 務

別 表第 農業経営基盤強 化促進法 (昭和五十五 年法律第六十五号) の項 中 「第五項」を 第四 [項] に改

め、 第二十七条の四、 第二十七条の五、 第二十七条の六第一項、 第二十七条の七第一 項及び第四

第二十七条の八第一項、第二十七条の十」を削る。

別 表 第 二農地 法 (昭 和 二十七年 法律第二百二十九号) の項第一 号中 「第四条第 項 第 T 五 号」

第一 項第七号」 に改 め、 同 項第二号中 「第五条第一 項第三号」 を 「第五 条第一項第六号」 に改 いめる。

(地方財政法の一部改正)

第二十三条 地方財政法 (昭 和二十三年法律第百九号) の一部を次のように改正する。

第十条の四第八号中「自作農の創設維持その他」を削る。

(土地改良法の一部改正)

第二十四条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中 「第四条第二項に規定する法人」を「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人」 に

を

「第

匹

条

改 め、 積 円 滑 同 化 ľ 寸 体 (同 の 下 法 第四 にこ 条 若 第 しくは 項 第 農 号 地 に 利 規 用 集 定する農 積 闩 滑 化 地 売 寸 買等 体 同 事 法 業を行う者に 第 + 条 0 十二 に 限 る。 · 規 定 を す 7 う。 る農 地 以 利 下 用 同

集

を、 乊又 は 農 地 保 有 合理化 法人」 の 下 に 若 しく は 農 地 利 用 集 積 闩 滑 化 寸 体 を加 え、 同 条第

二項」 を 同 法第四 条第二 項」 に改め、 「いう。 の 下 に 「若しくは農地 利 用集積円 滑 化 事 業 同 条

三項 E 規 定す んる農地 利 用 集 積円 滑 化事 業をいう。)」 を、 「その 農 地 保 有 合理: 化 法 人 の 下 に 「又は 農 地

条第 項 を 削 る。

利

用

集

積

円

滑

化

寸

体

を加

え、

同

条

第五

項

中

又

は

農

地

法

昭

和二十

Ė

年

法

律

第二百二十九号)

第六.

+

第五 十三条の三の二第二 項中 「農地保有合理化法人」 の 下 に 「若しくは農地利用集積円滑 化 団体」 を加

える。

第六十五 条中 一農 地 法 \mathcal{O} 下に 昭昭 和二十七 年 法律 第 二百二十九号) を加 える。

第 八 + 五. 条 \mathcal{O} 兀 第 項 中 又 は 農 地 保 有 合 理 化 法 <u>人</u> を 農 地 保 有 合 理 化 法 人 又 は 農 地 利 用 集 積 円 滑

化 団 体 に、 第三 条 第 兀 項 を 同 条第 几 項」 に改い め、 「により 農地 保有 合 理 化 法人」 \mathcal{O} 下 12 又 は 農

地 利 用 集 積 円 滑 化団体」 を加える。

第 八 十 七 条 小の二第 項 中 第 号を削 り、 第二号を第一号とし、 同 項第三号イ中 「前二号」を 「前 号 に

改 め、 同 号を 同 項 第二号とし、 同 条 第 二項 中 又 は 第二号」 を削 り、 同 条第 三項 中 同 項第三号」 を 同

項 第二号」 に 改め、 「及び第二号」 を削り、 同 条第四 項中 同 項第三号」 を 同 項第二号」に 改 め、 同 条

第六 、 項 中 「同項第三号」を 「同項第二号」に、 「第一項第三号」 を 「 第 一 項第二号」に改め、 同 · 条 第 +

項

中 第 項第三号」 を 「 第 項第二号」に、 「前条第五項」 を 同 条第五 項」 に改 らめる。

第 八 +七 条 \bigcirc 一第 項 中 並 び に を 「 及 び」 に改い め、 及び 第二号」 を削 り、 同 条第 十五 項 中 「又は

第二号」を削る。

第九十条第三項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第九 十条の二第一 項中 「行なう」を 「行う」に、 「同項第二号」 を 同 項第一号」に、 「すでに」

既に」 に改め、 同 条第 匹 項 中 「行なう同項第二号」 を 「行う同項第 号 に改め る。

第 九 + 匝 条 中 左 に を 次 に に 改 め、 同 条第 二号中 同 項 第二号」 を 同 項 第 号」 に 改 8

第 九 + 兀 条 \mathcal{O} 八 第 項中 行行 なう 同 項 第二号」 を 「行う同 項 第 号 に改め、 農地 保 有 合 理化法人」

の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第 九 + 兀 条 \mathcal{O} 八 *(*) 第 項 中 農地 保 有 合 理 化 法 人 \mathcal{O} 下 に 又 は 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体 を 加 え、

同 条 第 項 中 農 地 保 有 合 理 化 法 人 \mathcal{O} 下 12 又 は 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体 を 加 え、 添 附 て を

添 付 て 12 改 め、 同 条第 項 中 農 地 保 有 合 理 化 法 人 \mathcal{O} 下 に 又 は 農 地 利 用 集 積 闩 滑 化 寸 体 を 加 え

添 附 さ れ た を 添 付 され た に 改 め、 同 条第 兀 項 及び 第 五. 項 中 農 地 保 有 合 理 化 法 人 \mathcal{O} 下 に 又

は 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体 を加え、 「添 附 L た を 「添 付 L たし に 改 8 る。

第 九 + 五. 条 第 項 中 若 L Š は 農 地 保 有 合 理 化 法 人 を 農 地 保 有 合 理 化 法 人若 L Š は 地 利 用 集 積

農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体 に、 又 は 農 地 保 有 合 理化 法 人 を 農 地 保 有 合 理 化 法 人 又 は 地 利 用 集 積

円

滑

化

寸

体

に

改

 \Diamond

同

条

第

項

中

若

L

<

は

農

地

保

有

合

理

化

法

人

を

農

地

保

有

合

理

化

法

人

若

は

円 滑 化 寸 体 に 改 め 置 か な 1 農地 保 有 合 理 化 法 人 0 下 に 又 は 農 地 利 用 集 積 円滑 化 団 体 を加 え、

同 条 第 五. 項 中 農地 保 有 合 理化 法 人 \mathcal{O} 下 に 乊又 は 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体 を 加 える。

第 九 + 五. 条 \mathcal{O} 第 項 中 行行 なう を 「行う」 に、 又 は 農 地 保 有 合 理 化 法 人 を 農 地 保 有 合 理 化

法 人 又 は 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体 12 改 \Diamond 同 条 第 項 中 あ わ せ 体 て を め、 併 せ て に、 又 は 農 地 項に 保 有

合

理

化

法

人

を

農

地

保

有

合

理

化

法

人又

は

農地

利

用

集

積

闩

滑

化

寸

に

改

同

|条第|

項

中

第

を 前 項 に に改 め、 農地 保 有合理化 法 人 の下 に 「又は 農 地 利 用 集 積 闩 滑 化 団 体 を加 える。

第百 条 第 項 中 又 は 農 地 保 有 合 理 化法 人 を 農 地 保 有合 理 化 法 人又 は農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体

に、 「行なおう」を 「 行 におう」 に改 め、 置か、 ない 農地 保 有合理化法人」 の 下 に 「又は農 地 利 用 集積 円 滑

化団体」を加える。

第百 八条第 項中 「農地 保有合理化法人」 の 下 に 農地利用集積円滑化団体」 を加える。

第百十条を次のように改める。

第百十条 削除

第百十一条中「前条」を「第百九条」に改める。

第百十八条第一項第四号及び第五 項中 「若しくは農地保有合理化法人」 を 農地保有合理化法人若し

くは農地利用集積円滑化団体」に改める。

第百 兀 十四四 条中 農 地 保 有 ·? 合理: 化 法 人 の 下 に 「又は農地 利用 集 積円 滑化団 体 を加 える。

(地方交付税法等の一部改正)

第二十五条 次に · 掲 げ る法律 の規定中 「第二条第七項」を「第二条第三項」 に改める。

地方交付 税法 昭昭 和 二十五年法律第二百十一号) 第十二条第三項 の表第三十二号

入会林 野 第に係る る 権 利 関 係 \mathcal{O} 近 代化の 助 長に関する法 律 (昭 和 四十一 年法律第百二十六号) 第四 条第

三項

三 玉 |有林 野の活用に関する法律 (昭和四十六年法律第百八号) 第三条第一項第 一号

兀 租 税特 莂 滑置法 \mathcal{O} __ 部を改正する法律 (平成七年法律第五十五号) 附則第三十六条第三項

鉱 業等に係 る土 地 利 用 \mathcal{O} 調 整 手 続等に関す る法 律 *(*) 部改 更 五.

所得税法

等

 \dot{O}

部

を改

Ē

する法語

律

平

成

十七

年法律第二十一号)

附則

第

五. +

五

条第三項

第二十六条 鉱業等に係る土 土地利用 0 調 整手続等に関する法律 (昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部

を次のように改正する。

第一 条第二号ニ中 「第八十五条第六項」 を 「第五十三条第二項」 に改める。

農 業委員会等に関 ける法語 律 の 一 部 改 正

第二十七 条 農業委員 会等 に 関 する法 律 (昭 和二十六年法律 第八十八号) の <u>ー</u> 部を次の ように改 正 する。

第六条第一項第一号中 \neg 採草放牧地又は薪炭林」 を 「又は採草放牧地」 に改め、 「及び自作農の 創 設

維 持」 を削 り、 同 項第二号中 「附随 はする」 を 付付 随 でする」 に 改 らめる。

第 八 条 第 項 中 左 に を 「次に」 に改 め 同 項第三号中 「第二条第七 項」 を 「第二条第三 項 に 改 8

る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十八条 沖 縄 \mathcal{O} 復帰 に伴う特別措置 に 関する法律 昭昭 和四十六年法律第百二十九号) *Ø*) 部を次のよう

に改正する。

第百七条及び第百八条を次のように改める。

第百七条及び第百八条 削除

(農住組合法の一部改正)

第二十九条 農住組合法の一部を次のように改正する。

第九 条第四 項 中 「 第 五 条第 項第三号」 を 「第五条第 項第六号」 に改める。

第十一条中「、第百十条」を削る。

(集落地域整備法及び市民農園整備促進法の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「、第百十条」を削る。

一 集落地域整備法第十二条

二 市民農園整備促進法第六条

定農 地 貸付 けに関 する農地 法等 の特例に関する法律 \mathcal{O} 部改正

第三十一 条 特定 農地貸: 付 け に関い す る農 地 法 等 0 特 例に関する法律 平 成 元年法律第五十八号) 0

部

を次

のように改正する。

第二 一条第二 項 第 五. 号 口 中 又 は 農 地 保有 合 理 化 法 人 を 農 地 保 有 合 理 化 法 人 に、 「第 几 条

二項」 を 「第八条第 項」 に改め、 同 じ。 _ *(*) 下に 「又は農地 利 用 集積 | 円滑 化 団体 同 法 第十 条 0

十二に規定する農地 利 用集積円滑化団体 (同法第四条第二項第一 号に規定する農地 売買等事 業を行う 者 に

限る。 をいう。 以下 同 ľ, を 加え、 「又は農地保 有合理化法人と」 を 農 地 保有合理 化 法 人 又は

農地利用集積円滑化団体と」に改める。

第 匝 条 第 項 中 又 は 農 地 保 有 合 理 化 法 人 を 農 地 保 有合 理 化 法 人又 は 農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体

に 改 め、 同 条第二項中 又 は 農地 保 有合理化法人」 を 農 地 保有合理 化法 人又は 農地 利 用 集 積円滑: 化団

体 に、 に うい 7 は、 農 地 法第六条第 項 を $\overline{\mathcal{O}}$ 賃貸借について は、 農地 法 第 十六条 第 十七 条 本 文

第十八 条第 項 本 文 第七 項 及び 第 八項 並 び に 第二十一 条」 に改 め、 同 条 第三 項 を削 り、 同 条 第 兀 項 中

第二条第九項に規定する小作品 料 を 「第二十条第一項に規定する借賃等」に、 同 法第二十 条 第二

十二条及び第二十四条」を 同 . 条 _ に 改め、 同項を同 条第三項とし、 同 条第五項中 「第二章第六節」 を

第二十五条か ら第二十九条まで」 に改 め、 同 項 を 同 条第四 項とする。

(地価税法の一部改正)

第三十二条 地 価 税 法 伞 成三年法律 第六十九号) 0) 部 を次 0 ように 改 正 する。

第二条第二号ハ中 「第二十条第一 項本文」を 「第十八条第一項本文」 に改める。

別 表第一第二号口 中 「若しくは」 を 「又は」 に改め、 「又は同法第七十三条第 項 (売り渡し た土地 等

 \mathcal{O} 処 分 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 規定 による許 可 を削り り、 「第四 [条第 項第五号又は第五 条第 項第三号」 を 「第四 条

第一項第七号又は第五条第一項第六号」に改める。

、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正、

独立 行政法 人森林総合研 究所法 (平成十一 年法律第百九十八号) の一部を次のように改正する。

附 訓第· 九条第四 項及び第十一 条第四 項中 「第三条第 項第四号」 を 「第三条第 項第六号」 に改める。

農 業法 人に 対する投資 0 円 滑 化 12 関 する 特 別 措 置 法 \mathcal{O} 部 改正

第三十四条 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法 (平成十四年法律第五十二号) の一部を次

のように改正する。

第十条中 「第二条第七項第二号」 を 「第二条第三項第二号」 に改める。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第三十 五 条 独 <u>\frac{1}{1}</u> 一行政法 人農 業者年 金 基 金法 伞 成十 四年法律第百二十 -七号) 0) 部 がを次 0 ように改 正 する。

附 則第六条第五項中 同 条第二項第七号」を 同 [条第二項第六号」に改め、 同 法第七条第 項 中

該当する小作地」 とあ るのは 「該当する小作地、 独立行政法人農業者年金基金が農地売買貸借業務 \mathcal{O} 実施

に より 借り受けてい る 小作 地 及び 独立 一行政 法 人農業者年 -金基· 金が 所有 ij か つ、 農地売買貸借業務 0 実施

に ょ り 売 ŋ 渡 す まで \mathcal{O} 間 時 <u>貸</u> し付 けてい . る小: 作 地 ك を削 る。

景観法の一部改正)

第三十六条 景観法 (平成十六年法律第百十号) の一 部を次のように改正する。

第五 + 七条第 項中 「ととのっ た を 調 った」 に改め、 (第二号の二、 第四号、 第五号、 第七号及

び第八号に係 る部分に 限 る。) _ を削 り、 同 条第二 項 を削 り、 同 条第三項中 「ととのっ た を 調 0 た

に、 「第十九条本文並びに第二十条第一項本文」 を 「第十七条本文並びに第十八条第一項本文」 に改り

同項を同条第二項とする。

農 業 \mathcal{O} 担 1 手 に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 () — 部改正)

第三十 七 条 農業 \mathcal{O} 担 1 手 に 対する経営安定 0 ため \mathcal{O} 交付金 の交付に関 する法律 平 成十八年法律第 八

万)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号 中中 「農地法 (昭和二十七 年法律第二百二十九号) 第二条第七項に規定する農業生

産法人」を「農業経営を営む法人」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十八条 特別 会計 に 関 す る法 律 平 成十. 九 年 法律第二十三号) 0) 部 だを次の、 ように 改 正 する。

第百二十四条第二 項 第 号 中 自 作農 \bigcap を削 り、 「第二条第四 項 E 規 定 す る自 作農をいう。 \mathcal{O} 創設

のため」 を $\bigcup_{i=1}^{n}$ 規定により」に、 「使用、 売渡し、 譲与」 を 「売払 <u>\</u> に改める。

十八

第百二十七条第 項第一 号イ中 売 渡代 金 を 売 払 代 <u>金</u> に改 め、 同 項 第二号 口口 を 削 り、 同 . 号 ハ を 同

号口 とし、 同 号 三中 売 渡 L を 一売 払 い に 改 め 同 号 $\stackrel{\cdot}{=}$ を同 号 ハとし、 同 号 ホ を削 り、 同 号 を 同 号

ニとし、 同号ト から ル まで を同号ホ からリまでとし、 同 条第二項中 同 項第二号ト」を 同 項第二号ホ」

に 、改め、 同 条第三項中 同 項第二号チ」を 「同項第二号 に改め る。

第百二十八条第五号及び第六号中 「売渡し」 を 「売払 \ \ \ に改める。

第百三十一条を次のように改める。

第百三十一条 削除

第百三十五条第三号中「売渡し」を「売払い」に改める。

附 則第二百 十四条第六項中 「第百三十一条」 を 「農地 法等 \dot{O} 部を改正する法律 (平成二十 年法 第

号) 附 則 第三十 -九条第1 二項 \mathcal{O} 規 定により なおその 効力を有することとされる同 法附則第三十八条 \mathcal{O}

規定による改正前の第百三十一条」に改める。

特 別 会計 に 関 する 法 律 \mathcal{O} 部改 正 に 伴う 経 渦 措 置

第三十 -九 条 附 則第三条 第五 条、 第六 条第二項及び第六項並びに第八条第一 項の規定によりなお従前 の例

会計 法 効力を有することとさ に 有することとされ 第四 よることとされる場合に に 関す 十六条の規定 る法 1律第1 る旧農地 百 の例によることとされる売払 れ 二十四条第一 る 法 お 旧 け 第八十条の規定による売. 農 る買 地 法 収、 項 第七 \mathcal{O} 規定 十二条 売渡 に か \mathcal{O} カン 1 規 譲与及び賃貸、 定 わ 並 らず、 払 び に 1 に よる 附則第二 並 食料 びにこれ 買 収 安定供 附 八条第四 附 則 5 則 第六条第三 Ō 給特別会計 第 附 項 八 \mathcal{O} 帯業務に関す 条 規定 第 項 に により \mathcal{O} 項 おお 規 \mathcal{O} 定 1 規 る経 なお て行うものとす に 定 に ょ 理 そ り ょ な \mathcal{O} は り 効 新 お 特 力 そ 莂 を 地

2 て、 定に 前 ょ 前条の規定による改正 項 る改 \mathcal{O} 規 正 定 に 前 0) ょ ŋ 特 別会計に関する法律第百三十一 同 項 E 一後の特別 規定す る経 別会計に関する法律第百 理を農業経営基 条 0 盤 規定は、 強 二十七条第一 化 勘 定に、 な お お その 7 項から第三項までの て行う場合につ 効力を有する。 V この て 規 は、 定 場合に $\overline{\mathcal{O}}$ 前 適 条 用 お \mathcal{O} に 規 1

る。

「ハ 農地等の管理及び売払いその他の処分に要する費用

= 第 百二十 匹 [条第] 二項 第 二号 \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 措 置 に 要す 、る費用 (貸付· 金 を

ホ 農業 改 良 資 金 助 成 法 第 三条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 都 道 府 県 に 対 す る 貸 付 金

7 て は、 同条第一項第二号中 青年 等 \mathcal{O} 就 農促進 0 ため)の資 金の貸付 け等に 関する特 別 措 置法第 +

業務勘定への繰入金	}
繰入	務勘
繰入	\sim
入	\mathcal{O}
全	繰入
	全

チ 調整 勘定 0 繰 入金

IJ 附属諸費

農地等の管理及び売払 ** \ その 他 \mathcal{O}

処

= 他の 会計 ^ \mathcal{O} 繰入金

ホ 第百二十四条第二 項第二号の

財

政

Ĺ

農業改良資 金 助 成法 第三 条 \mathcal{O} 規

九条第

項の

規定による都道府県に対する貸付金

とあるのは

含む。

1 青年等 \mathcal{O} 就農 促進 \mathcal{O} ため の資金 の貸

チ 業務勘定 \mathcal{O} 繰 入金

調整勘定 \sim \mathcal{O} 繰入金

IJ

ヌ

附属諸費

定

に

の措置に要する費用(貸付金を含む。)

よる都道府県に対する貸付金

と、同条第二項中「同

付 け等に関する特別措置法第十九条第一 項の規定による都道府県に対する貸付金

項第二号ホ」 とあるのは 「同項第二号へ」 と、 同条第三項中 「同項第二号へ」 とあるのは 「同項第二号ト

」とする。

行政不服 [審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正]

第四十条 行政不 服審 査 法の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 。 の 一 部を次のように改正する。

第百九十四条を次のように改める。

農地法の一部改正

第百九十四 条 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四· 一十条第 項 中 つつ **,** \ ての」 の 下 に 行行 政 不 服 審 査 法 (平成二十一 年 法 律 第 号) 附則第四 匹

条

 \mathcal{O} 規 定に より なお そ \mathcal{O} 効力を有するものとされ る 同 法 に ょ る改 正 前 \mathcal{O} 行 政 不 服 審 査 法 (昭 和 三十 七 年 法

律第百六十号。 以 下 旧 行 政不服審 査法」 という。 \mathcal{O} 規定による」 を加える。

第四十三条第三項中 「ついての」 の下に 旧 行政不服 審査 法 の規定による」 を加える。

第五十三条第一

項中

「異議申立て」

を

審

査

請求」

に改

め、

裁定についての」

の 下 に

旧

行政不服

審 査 法 の規定によ る を加 え、 同 条 第二 項に後段として次 \mathcal{O} ように 加 える。

 \mathcal{O} 場 %合にお 1 7 は、 審 査 請 求 旧 行 政 不 服 審 査 法 \mathcal{O} 規 定に、 ょ る不 ·服申· 立てを含む。) をすること

ができない。

第五 十三条第三項中 「行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) を 「旧行政不服 審査法 の規

定 に改め、 同 項後段を削 り、 同 1条第四 項中 「行政不服 審 査法」 の 下 に 「第二十一条又は 旧 行 政 不 服 審

査 法 を加 え、 前 項 後 段 \bigcirc を 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ Ŋ 裁 定の 申 請 をすることができる」に、 又 は

を 若 は 再 調 査 \mathcal{O} 請 求 又 は 旧 行 政 不 服 審 査 法 \mathcal{O} 規 定 にこ ょ る 審 査 請 求 若 しくは」 に 改 8 る。

第五十四条第一項中 「不服申立て」 を 「審査 請求 旧 行政不服審査法の規定による審査請求を含む。

に、 審 査 請 求 又は異 (議申・ <u>\frac{1}{12}</u> _ て _ を 審 査 請 求 间 行 政 不 服 審 査 法 \mathcal{O} 規定による審 査 請 求を含む。

12 改 め 又 は 決 定 を 削 り、 同 条 第 二項 を削 る。

第二百四条を次のように改める。

第二百四条 削除

(旧農業者年金基金法の一部改正)

第四 + 条 独 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 行 政 法 人農 成業者年: 金 基 金法 附 則 第六条第三項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ な おそ 0) 効力を有するものとさ

れ た農業者 年 金 基 金 法 \mathcal{O} 部 を改 正 す る法 律 平 成 十三 年 法 律 :第三十 九 号) 附 則 第 八 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ

り な おお その効力を有するものとされ えた 同 法に よる改正前 0) 農業者年金基金法 (昭 和 几 + 五 年法律 第 七 十八

?) の一部を次のように改正する。

第 四 十二条第 一項第二号イ中 「第四 条第二 項 を 「第八条第一 項 に改 め、 農 地 保 有合理 化法 \mathcal{O}

下に \neg 同 法 第 十 条 \mathcal{O} 十二に規定 す うる農 地 利 用 集 積 円 滑 化 寸 体 を加 え、 同 条第 三項 中 「農 地 法 第二条

第二 項 \mathcal{O} 小 作 地 及 でド 同 · 条第] 項 \mathcal{O} 小 作 採 草 放 牧 地 を 耕 作 \mathcal{O} 事 業 を 行う 者 が 所 有 権 以 外 \mathcal{O} 権 原 12 基 づ 1

てその 事業に 供 してい る農地及び 耕作又は養畜 の事業を行う者が 所有権 以 外 \mathcal{O} 権原に基づい てそ \mathcal{O} 事 業 に

供している採草放牧地」に改める。

旧 農 用 地 整 備 公団 法 及 び 旧 独 <u>\f</u> 行 政 法 人 緑資 源 機 構 法 \mathcal{O} 部改

正

第四十二条 次に 掲げる法律 \mathcal{O} 規定中 っ か 5 第百 十一 条まで」 を 第百十一条」 に改める。

独立行 政法 人森林総合研究所法附則第十 一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる

森林 開 発公団 法 の 一 部を改正す る法律 (平成十一 年法律第七十号) 附]則第: 八条の 規定による廃 止 前 \mathcal{O} 農

用 地 整 備 公 寸 法 (昭 和 兀 + 九 年 法 律 第四十三号) 第二十 应 条第 項

独 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 行 政 法 人森 林 総 合 研 究所 法 附 則第 九条第三 項 \mathcal{O} 規 定により りな お そ \mathcal{O} 効 分 を有する ŧ \mathcal{O} とされ

<u>\f\</u> 一行 政法 人緑 資 源 機 構法を廃 止する法律 平 成二十年法律第八号) による廃 止 前 \mathcal{O} 独立行政 以法人緑泡 資源

機構法(平成十四年法律第百三十号)第十七条第二項

(政令への委任)

第四十三条 こ の 附 則 に定め るもの のほ か、 この法律の施 行 に 関 し必要な経過措置 は、 政令で定める。

る

独